

平成29年12月5日から
平成29年12月6日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成29年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号(12月5日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第1号 平成28年度標茶町一般会計決算認定について	11
認定第2号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	11
認定第3号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	11
認定第4号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	11
認定第5号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	11
認定第6号 平成28年度標茶町病院事業会計決算認定について	11
認定第7号 平成28年度標茶町上水道事業会計決算認定について (平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	11
総務経済委員会所管事務調査報告	12
一般質問	13
深見 迪 君	13
熊谷 善行 君	21
渡邊 定之 君	26
後藤 勲 君	32
鈴木 裕美 君	39
櫻井 一隆 君	45
報告第7号 専決処分した事件の承認について	58
延会の宣告	59

第2号(12月6日)

開議の宣告	66
議案第68号 損害賠償の額の決定及び和解について	66
議案第69号 標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第70号 標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第71号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	74
議案第72号 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の	

	制定について……………	76
議案第73号	標茶町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について……………	78
議案第74号	標茶町博物館条例の制定について……………	79
議案第75号	平成29年度標茶町一般会計補正予算……………	85
議案第76号	平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算……………	85
議案第77号	平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算……………	85
	日程の追加……………	88
議案第75号	平成29年度標茶町一般会計補正予算……………	89
議案第76号	平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算……………	89
議案第77号	平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算……………	89
	(議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会報告)	
議案第78号	標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の制定について……………	89
議案第79号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	95
議案第80号	平成29年度標茶町一般会計補正予算……………	101
意見書案第20号	診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書……………	103
意見書案第21号	国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書……………	104
意見書案第22号	朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射及び核実験に関する 意見書……………	104
意見書案第23号	消費税10%への増税中止を求める意見書……………	105
意見書案第24号	日本国憲法第9条改正に反対する意見書……………	105
意見書案第25号	森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める意見書……………	106
意見書案第26号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の 超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など 教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書……………	107
	閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会)……………	107
	閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)……………	107
	閉議の宣告……………	108
	閉会の宣告……………	108

平成29年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成29年12月 5日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第1号 平成28年度標茶町一般会計決算認定について
認定第2号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第3号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第4号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第5号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第6号 平成28年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第7号 平成28年度標茶町上水道事業会計決算認定について
(平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第7号 専決処分した事件の承認について

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君（遅参午前11時33分） |
| 8番 渡邊定之君 | 9番 鈴木裕美君 |
| 10番 平川昌昭君 | 11番 本多耕平君 |
| 12番 菊地誠道君 | 13番 舘田賢治君 |

○欠席議員（1名）

- 7番 川村多美男君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総 務 課 長 | 牛崎康人君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 税 務 課 長 | 武山正浩君 |

管 理 課 長	相 原 一 久 君
農 林 課 長	村 山 裕 次 君
農 林 課 参 事	柴 洋 志 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 順 司 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
事 業 推 進 室 長	常 陸 勝 敏 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	中 村 義 人 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 育 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから、平成29年標茶町議会第4回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(館田賢治君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

4番・深見君、 5番・黒沼君、 8番・渡邊君、

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(館田賢治君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月7日までの3日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月7日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(館田賢治君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) さきの定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、これによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の7点について補足をいたします。

1点目は、第48回衆議院議員総選挙投票事務における事故についてであります。

さきに実施されました第48回衆議院議員総選挙の投票事務において、町職員が関与する部分

で事故があった旨、標茶町選挙管理委員会委員長から通知を受けましたので、てんまつについてご報告いたします。

平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙の際、沼幌地区世代交流センターに開設した第13投票所において、小選挙区の投票に続き、比例代表の投票を終えた投票人から、2度目の投票も同じ色の用紙だったとの指摘があり、確認したところ投票用紙の交付誤りが判明しました。精査の結果、ほかの2名に対しても小選挙区の投票の際に誤って比例代表の用紙を交付したと思われることが判明したものです。

選挙事務については、町職員は、選挙管理委員会から委嘱を受けて事務に当たっておりますが、今回の誤りは基本的な確認作業を怠ったことに起因するもので、町民の信頼を裏切る結果になったことは遺憾と言わざるを得ません。選挙管理委員会では、今後の対応として、各投票所のレイアウト等の点検と、マニュアルや事務説明会の見直しにより再発防止を図るということをお聞きしておりますし、選管委員長の通知を受け、投票所で事務に当たった職員3名と選管事務局長に対し、それぞれ相応の処分を行ったところでありますのでご報告いたします。

2点目は、東京・標茶ふるさと会の開催についてであります。

去る11月12日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果をご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町にゆかりのある方々で組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足され、今回が20回目の総会となり、当日は、会員58名、町並びに町議会をはじめとする関係機関から13名の参加により、相互交流を図りながら盛大に開催されました。また、会場内では、町観光協会による物産品の展示販売も行われ、にぎわいを見せておりました。

町といたしましては、標茶町の応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、会の主体性を尊重しながら、どうかかわりあって行けば良いのか、会員の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、交流会にあたり、農業同組合、商工会、森林組合、観光協会様から抽選会の景品をご提供いただきましたことに、感謝申し上げます。

3点目は、在沖縄米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてであります。在沖縄米軍による矢白別演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施につきまして、北海道防衛局から通知がありましたので、その訓練規模並びに対応を含めましてご報告いたします。

本年度につきましては、10月18日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、11月27日から12月7日までのうち9日間、人員約240名、車両約100両、砲数は155ミリメートル榴弾砲6門という内容でありました。

このことを受けまして、11月9日に北海道と関係4町で構成する「矢白別演習場関係機関連

絡会議」として、矢臼別演習場における在沖縄米軍の訓練が固定化されないことと合わせまして、夜間訓練の自粛、安全対策の徹底、情報提供と訓練の公開、規律の維持、騒音対策として住宅防音区域の拡大の要請を、北海道防衛局に対し行ったところであります。

また、町としましては、状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図るため、11月16日に「標茶町米海兵隊実弾射撃訓練対策本部」を設置し内部体制を整えてまいりました。

なお、住民に対する今回の訓練内容の情報提供につきましては、新聞折り込み並びに農家フックスにより行なっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

この度、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償1件、工事請負契約の変更2件の専決処分を行ったのでご報告いたします。

まずは損害賠償ですが、平成29年9月21日発生の交通事故によるもので、行事専用バスにて釧路センチュリーキャッスルホテルへの送迎中、前方を走行中の乗用車が丁字路交差点を左折後すぐの駐車場入り口から駐車場に入ろうとしたので、それを避けるように左折したものの、その乗用車が駐車場入り口付近で停車したため、止まり切れず、その乗用車の右側後部とバス左側面が接触したものです。

事故原因につきましては、当方の確認が不十分だったためと考えられます。

日頃から、バス運行の受託業者に対しては、事故の未然防止、安全運転の徹底や安全対策等の指導を行ってまいりましたが、事故再発防止のため、安全確認の徹底について、改めて指示・指導を行ったところであります。

今後は、より一層の事故の未然防止や安全対策の徹底に努めてまいります。

次に、2件の工事請負契約の変更についてご報告いたします。

はじめに「農業用施設災害復旧事業上多和3・4地区 排水路復旧工事」につきましては、当初契約金額5,038万2,000円を245万4,840円増額し、5,283万6,840円に変更したものです。理由といたしましては、当初、排水路の土砂埋塞により確認出来なかった護岸ブロックの被災状況について、埋塞土砂撤去により、新たな被災が確認されたため、護岸ブロック布設替工及び、産業廃棄物処理工の増工に伴い、契約金額が変更となったものです。

もう1件の「平成29年度桜南町営住宅建替事業（M-4号棟）建築主体工事」につきましては、完成工期を平成29年10月31日から30日間延長し、平成29年11月30日へ変更したものです。理由といたしましては、本工事の期間中、公共建設工事発注の過密から、管内建設業界内では型枠工、鉄筋工等の技能労働者が不足となり、計画工程に沿った作業の技能労働者の手配が困難な状況となりました。このことにより計画工程の遅れが生じる事となり、完成工期の変更が必要となったものです。

以上、損害賠償1件、工事請負契約の変更2件の専決処分について、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告いたします。

5点目は、北海道高等学校駅伝競走大会についてであります。

10月13日から14日に開催されました「第70回男子・第33回女子北海道高等学校駅伝競走大会兼全国高等学校駅伝競走大会北海道予選会」についてであります。

この大会は、北海道高等学校体育連盟などの主催で昨年に引き続き標茶高校が当番校として本町で開催されるのは2年連続で5回目となり、全道から男子36チーム、女子17チームが出場しました。結果は、男子は札幌山の手高校が5連覇、女子も旭川龍谷高校が連覇を果たしました。両校は12月24日、京都府で行われる全国高校駅伝大会に挑みます。釧根勢の最高位は、男子は湖陵高校の14位、女子は標茶高校の13位と健闘しました。当日は大勢の町民の皆さんが沿道から手旗や拍手で力走する選手たちに声援を送るなど、大会を盛り上げていただきました。

大会には選手約500名が参加し、そのうち8チーム152名が町内の宿泊施設を利用され、また、大会当日の関係者や応援の家族だけでなく、大会前の休日を利用した試走を含めると実に多くの方にお越しいただき、経済効果や情報発信など地域活性化にも効果があったものと考えます。当番校にあたりました標茶高校をはじめ、多くの関係者のご尽力により、本町での開催が盛会裏に終了しましたことに対し深く感謝を申し上げます。

6点目は、北海道日本ハムファイターズ179市町村応援大使決定についてであります。

去る11月26日（日）に札幌ドームで開催されたファンフェスティバル2017において「北海道179市町村応援大使」2018抽選会が行われ、本町の応援大使が斉藤祐樹選手、清水優心選手に決定しました。

本取組は、2013年に日本ハムファイターズが北海道移転10年目を記念し、ファイターズ選手みずからが、道内各市町村の応援大使を務め、任期である1年間、選手によるさまざまな市町村PRや、球団と市町村がタイアップした取組が展開されているもので、6年目となる来シーズンも18市町村が抽選で選定されることとなっておりますが、10月の応援大使希望市町村公募に応募いたしましたところ、11月に当選の連絡があったところであります。

本町といたしましては、応援大使となった両選手にご協力をいただきながら、標茶町のPRや町民との交流をはじめとする「まちづくり・まちおこし」に努めてまいりたいと考えており、具体的な取組については球団との打ち合わせを行い、町広報誌やホームページでお知らせしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

7点目は、国道391号五十石橋の開通についてであります。

平成25年から釧路開発建設部により架け替えを進めていた国道391号「五十石橋」が5カ年にわたる工事期間を経て完成し、10月12日開通いたしましたのでご報告申し上げます。

旧五十石橋は、昭和43年に当時としては近代的な橋として架けられましたが、近年の産業構造、交通環境の変化により、大型車両の通行もふえ、積雪期の大型車同士のすれ違い、緊急車両の通行などが交通安全対策上の課題となっておりました。

新橋は延長255メートル、幅員は旧橋よりも2.5メートル広い8.5メートルに拡幅されました。前後のカーブも緩やかに改良されことで課題でありました大型車両のすれ違いも容易になり、

通行車両の走行性、安全性の向上が図られております。

この間、事業の推進にご尽力頂きました釧路開発建設部の皆様を始めとする多くの関係者の皆様へ心より感謝を申し上げますとともに、これからも新しい五十石橋が安全で安心して利用され、地域住民生活と物流や緊急輸送の大動脈として利用されていくことを期待をしております。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（舘田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 平成29年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下7点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、「児童生徒のいじめに関する状況調査」についてであります。

本町では、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査により、きめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

11月に実施いたしました、今年度後期の結果についてご報告いたします。

まず「4月から調査日までにはいやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約15%（61名）、中学生で約1%（3名）おりました。「どんなことをされましたか」という問いに対しては、小中学生ともに多いのが、「悪口をいわれた」と「仲間はずれや無視をされた」でした。

一方、「いじめは絶対にゆるされないことだと思いますか」の質問では、小学生の約97%、中学生の約91%が「そう思う」と回答しております。さらに、小中学生ともに、「いやな思いをしたとき、だれにも相談しない」と回答した児童生徒が前期と同様に少ない割合となっており、児童生徒のいじめに対する意識が向上してきていることが見られました。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ指導の対象としています。各学校では、全ての事例に対してその状況を把握し、指導に当たっております。また、調査結果は全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

いじめの問題については、児童生徒自身が自分たちの問題として強い意識をもって実践することが大切であります。

今年度も12月25日に、町内各小中学校の児童生徒会代表による「いじめ根絶子ども会議」を開催し、各学校の取り組みの交流を通して、児童生徒の主体的な活動への意欲をさらに高める機会といたします。

今後も、いじめ根絶に向け、きめ細かな状況把握と丁寧な指導を継続するとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を發揮して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

2点目は、「平成29年度全国学力・学習状況調査」の調査結果の状況についてであります。

これは、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に平成19年から行われている調査で、今年度は、国語の知識に関する問題A、活用に関する問題B及び、算数・数学の知識に関する問題A、活用に関する問題Bの4教科と、質問紙調査が実施されております。

道教委の発表による、本道の状況については、全ての教科で全国平均以上に達していないものの、小学校では全ての教科、中学校では、国語Bで全国平均正答率との差が縮まるとともに、正答数の少ない児童生徒の割合が減少するなど改善の傾向が見られたとしております。

本町の状況につきまして、申し上げます。

調査結果の概要としましては、小学校では、全ての教科において、全道・全国平均を上回るという結果でした。中学校では、国語B・数学Aにおいて、全道・全国平均を上回り、他の2教科については、全道・全国平均とほぼ同様という結果でした。

小学校調査においては、国語・算数ともに、大きな前進が見られました。特に、記述式で解答する問題で、条件に合わせ、順序立てて説明をすることや、作文を書くことができるようになりました。しかし、算数では、平均の考え方を活用する問題で若干の課題が見られました。

中学校の国語では、根拠を明確にして自分の考えを書くことや、場面や人物の描写を適切に読み取る問題などで成果が見られた一方、漢字を正しく書くことや、言葉の理解において課題が見られました。中学校の数学では、「図形の領域」や「関数の領域」などで成果が見られた一方、基本的な計算や方程式の解き方に課題が見られました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる児童生徒質問紙の調査結果について申し上げます。

家庭学習の習慣については、小中ともに改善が見られています。内容としては「復習」が中心となっており、「今日学習したことは、今日のうちに理解できるようにする。」という意識の表れであると捉えております。また、中学生の「家庭でのゲームの時間」、「テレビ等の視聴時間」、「スマートフォンなどをやる時間」は、全国平均よりも少なく、経年的に改善傾向が見られています。一方、小学生は「家庭でのゲームの時間」や「テレビ等の視聴時間」が全国平均よりも若干多く、あまり改善されていない状況が見られました。

以上、町内の状況について報告申し上げましたが、この調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることを踏まえつつ、本調査の結果で見られた課題については、検証改善サイクルに位置付け、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

なお、12月に実施予定している町独自の学力調査も含め、調査結果で明らかになった本町の傾向や課題をもとに、学校では学校改善プランを、町としては学力向上プランを作成し、「確かな学力」を育むための取り組みを推進してまいります。

3点目は、第45回標茶町駅伝競走大会の開催についてであります。

9月17日、50チームの選手350名の参加により力走が繰り広げられました。町外からも鉤

路・帯広・中標津から計8チームが参加しました。

また、ゴール手前の町道常盤・開運公園通りの国道391号線入口からトレーニングセンター前までを通行止めさせていただいたことで、車道を走行してのゴールとなり、選手と観戦する住民が一体となった様子が大会を盛り上げました。

4点目は、「標茶町スポーツ表彰」についてであります。

平成29年度標茶町スポーツ表彰式を、9月17日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行いました。この表彰は、平成28年度にスポーツ大会等で優秀な成績を収めた方やスポーツの振興に寄与された方に対し、表彰するもので、本年度の被表彰者は、1個人であります。

「全国、全道大会において優秀な成績を収めた方」に対する表彰として、昨年4月に鹿追町で開催された第7回十勝カップ北海道中学生柔道選手権大会の個人戦男子50キロ級において準優勝されました、現在、標茶高校1年の村山俊騎さんです。

今回、受賞された村山さんには、今後もさらに精進を重ね活躍されることを期待するものです。

5点目は、「第36回標茶町少年の主張大会」についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、日常生活での体験や見聞を通して、日頃考えていることについて主張していただくことを目的に実施しているものであります。

今年度も関係機関、団体の協力を得て11月18日に標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約180名の来場をいただき開催しました。また、今年度も大会運営の一部を標茶高校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところです。

発表者については、小学生の部が6校7名、中学生の部4校5名と合わせて12名により行われ、小学生の部の最優秀賞には、標茶小学校6年の小島すばるさん。(題名が「愛国心を世界へ」)

中学生の部、最優秀賞には、中茶安別中学校2年の庄野萌花さん(題名が「私を支えてくれている人たち」)が選ばれました。

なお、中学生の部、最優秀賞の庄野さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくこととなります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところです。

6点目は、今年で26回目を数える「標茶町文化講演会」についてであります。

この事業は、町内の有志による実行委員会の主催で、11月19日に、標茶町コンベンションホールういずにおいて開催されました。

講師には1992年のバルセロナ五輪男子柔道において、大けがを負いながらも金メダルを獲得し、日本中の感動を呼び、平成の三四郎の異名を持つ柔道家「古賀稔彦氏」を招き、「夢の実現～挑戦することの大切さ」と題して、みずからの経験談を交えながら、真摯に取り組む姿勢が会場に訪れた皆さんの心に響く講演会でした。

また、講演会終了後は、武道館で柔道教室を開催し、町内柔道少年団の子どもたちへ実践に生かせる技術や練習方法を丁寧に指導していただきました。

7点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

9月2日、3日に、深川市で開催された「第19回北海道ジュニア陸上競技選手権大会」に、標茶中学校1年の菅原悠暉さんと、同校3年の熊谷柊翔くんが、「100メートル」に出場しましたが、予選敗退となりました。

9月9日、10日に、函館市で開催された「北海道卓球選手権大会（カデットの部）兼全日本予選会」に、標茶中学校卓球部の選手6名が男女のシングルス、同校2年の簾内 董さんと、渡部梨嗟さんが、女子ダブルスに出場しましたが、1回戦から3回戦までで敗退となりました。

9月23日に、札幌市で開催されたボルダリングの北海道予選「ザ・ノース・フェイス・カップ2018」に出場した、標茶小学校2年の戸賀瀬七奈さんが、U-8（8歳以下の部）で2位となり、3月10日から11日に埼玉県で開催される全国大会へ出場することになりました。

9月23日、24日に、千歳市で開催された「北海道中学校新人陸上競技大会」に、標茶中学校1年の菅原悠暉くんが、「100メートル」と「400メートル」、石崎琉輝くんが、「100メートル」と「110メートルハードル」に出場しましたが、菅原くんが「400メートル」で準決勝進出と健闘しました。

10月15日に、新得町で開催された「北海道中学校駅伝競走大会」に、標茶中学校陸上部の男子6名が出場し、46チーム中第38位となりました。

11月19日に、北広島市で開催された「彩の国杯第12回全国中学生空手道選抜大会北海道予選大会」に出場した標茶中学校1年の渡邊穂乃香さんが、「女子形の部」で見事優勝し、全国大会の出場権を獲得しました。

文化面での活躍では、毎日新聞社主催の「第45回中学生作文コンクール」において、標茶中学校2年の武藤 泉さんが、特選の北洋銀行賞を受賞しました。また、同校2年の斎藤思奈さん、同校3年の川口実桜さんと、菅原 凜さんが、優秀賞を受賞しました。なお、同校が学校特別賞を受賞しております。

自然環境の活動では、10月29日に、札幌市で開催された前田一步園受賞式において、中茶安別小中学校緑の少年団が、「第8回一步園ジュニア自然環境賞」を受賞しました。この表彰は、自然環境保全に貢献している団体を表彰するもので、中茶安別小中学校が長年全校で取り組んできた学校林活動が認められたものです。

今後もさらなる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 教育行政報告についてなんですが、いじめにあつて誰にも相談しないは少ないという表現をされたのですが、小中で何名ですか。

○議長（舘田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 今、ちょっと手元に細かな資料ございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長の行政報告の中で4番の専決処分の関係で桜公住の関係、工期の延長ということなんですが、その理由が技能労働者確保の困難というふうに聞こえたのですが、契約を結ぶときにそれらは確保しているということが前提で契約はしないのでしょうか。その辺伺っておきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 技能労働者の確保についての質問でございます。入札の場合ですね、会社自体はですね建設工事の仕事の中で、下請け工事にあたる部分についてはですね、その下請けの部分での金額、あるいはそれを見込みまして積算して入札に臨まれると思います。最終的にその時点で工程がまだ確定されていないものですから、確実な下請け業者との契約等は結ばないで見込みで入れて入札に臨んでいるというふうに理解しております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（何事かいう声あり）

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（舘田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長（舘田賢治君） 日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定7案に関し、付託いたしました「平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会」委員長

から会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより認定7案を採決いたします。

認定7案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定7案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長(館田賢治君) 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長(本多耕平君)(登壇) 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をします。

調査事項、上下水道管の現状と今後の課題についてであります。

出席者は記載のとおりであります。

調査の経過及び内容

調査の内容については、平成29年3月に策定された標茶町公共施設等総合管理計画に出され

た上下水道の現況と管理計画の具体的説明、次に上下水道事業特別会計年代別推移、さらに経営比較分析では経営の健全性、効率性、老朽化の状況について平成23年より平成27年までの資料を基に説明を受ける。以下、特記すべき事項について報告をする。

上水道管の延長は49万8,483メートルで1947年度から布設され、現時点で耐用年数40年を経過している上水道管は1万2,607メートルで3.1%となっている。一方、下水道管は総延長7万8,415メートルで1969年度以降に布設され耐用年数50年を経過している管はない。今後単純に現状の上下水道の更新費用を試算すると上水道では40年間で498億円、下水道では40年間で99億円となっている。一方、事業会計でも明らかなように給水人口の減少による有収水量給水収益の減少は今後ともさけて通れない事態である厳しい状況下の説明を受けるとともに、今後の方向性として管路更新補助事業を中心とした計画、既存の施設の利用計画、人口の割合、回収率のアップ、不明水対策、財政収支等、さまざまな検討のもとで対処していく報告を受ける。

次に、委員会の所見であります。

本町における上下水道事業の実態は今後予断を許さぬ事態にある。耐用年数を間近にし、人口減少は大きな課題である。上下水道料金は昭和59年以降据え置きにあること、事業努力は理解するも分析の中では、財源確保の為には実質的な料金見直しが必要と全体で総括してある。安易な料金見直しに向うのではなく、経営の健全化、効率性、老朽化の対策を利用者の充分な理解を得て迅速に進めるべきと考える。以上であります。

○議長（舘田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（舘田賢治君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

深見議員。

○4番（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問いたします。

一番最初は、国民健康保険の問題についてであります。

11月27日に本算定の最終的な公表を行うと聞いていましたが、その結果、本町の負担する納付金は予想と比べてどのような差が生じていますか。また、それに伴う国保税の試算に変化が生じていますか、伺います。

標茶町は、国保運営の広域化に伴い、赤字解消として7年かけて法定外繰り入れの解消を目指す計画を立て、29年度は1年前倒しで1,000万円の被保険者負担増を行いました。7年間で

7,000万円の被保険者の負担増を行うことは、払えない被保険者をふやすことになり、その負担は医療費や生活費、教育費に重くのしかかることは必至であると考えますが、町はその実態をどのように捉えていますか。

広域化に伴い、各市町村、団体では、法定外の必要な繰り入れについて検討する余地があるとしているところも出てきています。本町でも、従来どおり法定外繰り入れを行い、これ以上の国保税値上げをするべきではないと考えますが、いかがですか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の国保会計への必要な法定外繰り入れを行い、国保税の値上げは抑えるべきではないかとのご質問にお答えをいたします。

1点目の本町の負担する納付金は予想と比べてどのような差を生じているのか、また、それに伴う国保税の試算に変化が生じているのかとの質問でございますが、本町の負担すべき納付金につきましては、平成29年度国保税の税率改正時における北海道から示されておりました給付金総額は4億2,598万8,000円、このうち保険税での収納必要額は4億976万8,000円でございます。11月27日に示された平成30年度の納付金の概算額は4億2,643万4,000円、保険税での収納必要額は3億6,756万4,000円でございます。この額を見ても、平成28年度試算での収納見込み額との差が7,700万円ほどあり、本年6月にご説明申し上げた繰入金金の解消額に変わりはないものと考えております。

しかしながら、赤字解消のための保険税の引き上げを2%とすることが本年9月に発せられた道の通知の中に明記されたことにより、毎年度1,000万円を引き上げるという考え方を改め、税率改正による上昇割合を緩和させたいと考えているところであり、その内容につきましては、改めてご説明したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の被保険者の負担増を行うことは、払えない保険者をふやすことになり、その負担は医療費や生活費、教育費に重くのしかかることは必至であると考えますが、その実態をどのように捉えているのかとのご質問でございますが、健康保険制度の相互扶助の趣旨にのっとり、国保加入者への保険税の負担を求めることは、制度維持のために必要なことであると考えます。また、来年度から実施される国民健康保険事業の都道府県化により、本町のような一単位市町村から全道の加入者により支え合う仕組みとなり、その保険税負担の公平を求める観点からも、保険税負担を求めることは必要であると考えております。

しかしながら、負担増への配慮も必要であると考えており、1点目のご質問でもお答えしましたが、保険税の上昇割合を緩和させたいと考えており、意を配してまいりたいと考えております。

次に、3点目の本町でも従来どおり法定外繰り入れを行い、これ以上の国保税値上げをすべきではないと考えるがどうかとの質問でございますが、さきに述べたとおり、平成30年度から実施される国民健康保険事業の都道府県化により一単位市町村から全道の加入者に支え合う仕組みとなり、その保険税負担の公平を求める観点から、また、町財政に重い負担をかけること、

他の法定外繰り入れのない地域の住民との間で不公平であることから適当ではないと考えており、決算補填等のための法定外繰り入れについて、国が定めた国保運営方針策定要領において段階的に解消すべき赤字と定義されているものであることから、段階的に保険税負担を求めながら繰入金金の解消をしていくものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） いよいよ全道的には、来年度から新しい制度で始まっていくと思うのですが、全道の状況を役場の理事者の皆さんほど私、捉えていないと思うのですけれども、非常に混乱しているようなのですね。道自体も混乱しているみたいなのですね。もちろん道が保険者になるわけですから、道議会でのそういう答弁を見ても、法定外繰り入れということが一つの大きな柱に、どこの市町村もなっているのですね。札幌市なんかはたしか、私、新聞記事で読んだのですが、全道的に見ると1人当たり7,000円ぐらいの保険料の引き下げになる見通しだというようなことを言ったこともあるのですね。もしそれが、今、流動的ですから、細部に計算されたらどうなるかわからないので、赤字になったらどうするのだと。そうしたら、札幌市あたりは、法定外繰り入れ、あり得ますというような答弁をしているのですね。北海道も、保険料収納必要額が減少することにより、保険料の負担緩和を目的とした繰り入れについても必要性が減少するものと考えているところでありますと。つまり、今回の都道府県化によって保険料の負担増、これが減少するというようなことを答弁しているのですね、道議会。だから、そういう点では、標茶の実態と随分違うなというふうに思っているのですが、さっき町長が答弁なさった、さきに私たちが説明を受けた年1,000万円、これを改めることも視野に入っているというようなことをおっしゃいましたけれども、これは具体的に言えば、1,000万円がもっと低くなるということを意味していることなのでしょうか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員ご案内のように、現在、国のほうで税制改正の議論がされております。その行方等も注視をしていかなければ明確なことは申し上げられませんが、先ほどご答弁いたしましたように、引き上げを2%という、そういった通知がありますことから、これまでご説明をしたものをより期間を延ばして緩和させていくという考え方のほうで、担当課のほうで今シミュレーションをしております。先ほど言いましたように国の動向等も決まらないと何とも言えない部分もございますので、それにつきましては、できるだけ早い段階でお示しをしたいと、そのように考えております。ただ、方向としては、先ほど言いましたように、1,000万円上げなければいけないといった、それが期間が延びるということでもありますので、単年度が少しそれよりは低くなるというぐあいにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 先ほど非常に流動的な状況であるというのは、お互いの認識が一致し

ているというふうに思うのですけれども、11月27日に概算で3度目のを出しましたよね。もう年度末ですから、確定するのはいつごろになりますか。そして、それに基づいて、それは納付金が決まるという確定ですよ、各市町村の。それはいつごろというふうに聞いていますか。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 確定されるのは来年の2月上旬ということで報告を受けております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） それで、私たちも含めて町民の皆さんが、今、国保がどうなっているかということをおぼろげに理解していない現状があると思うのですよ。そういう点では、2月上旬ですから、そして6月でしょう。そうすると、非常に期間が短い。これをやっぱり町民の人たちに国保税がこうなるよと、これこれこういう理由でこうなるよという詳しい、わかりやすい説明を、ぜひ早い時期にやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。それはもちろん議会に対しても前段に、全員協議会で先日詳しい報告を受けましたけれども、その数字がまた変わるのであれば、議会に対してもそういうことをやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中でも出ておりましたけれども、算定について、今、計算し直しをしている最中です。町長が言ったとおり、今、税制改正の中で限度額の改正が30年度4万円のアップが一応見込まれているという部分もございます。それと、国保税の課税方式がただし書き方式ということで、簡単に言うと所得から町民税の基礎控除額を控除した金額が国保税の課税標準となるわけなのですけれども、人的控除の部分についても、今、検討が行われているということが言われておりますので、この人的控除が動くことによって国保税の控除額も変わる可能性も出てきますので、今、早急に単純に29年の所得状況の中で2%に抑えたような形のシミュレーションを皆さんにご提示するというのは簡単なのですけれども、この限度額等の改正を見込んだ中で、12月の中旬以降に多分、税制改正大綱が出るとお思いますので、その後にもまた改めてご説明申し上げると、この間説明したのと中身が変わっているという部分で、皆さんにちょっと混乱を与えてもまずいなというふうに考えまして、それらが全て固まった中で改めて、ある程度緩和させた税率の改正の考え方、29年度、ことしの税率改正は医療分の所得割と後期分の所得割の税率改正のみさせていただいたのですけれども、今度の部分については応益の部分もある程度考え、それとこちらのほうの考えとしては、最近は出ておりませんでした、資産割の部分についても考慮していくということで考えた部分での税率の組みかえを考えておりますので、それらが整理できた段階で、きちっとご説明をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 納付税を決めるのは道ですけれども、標茶町に住んでいる人たちの国保税を決めていくのは町ですよ。したがって、どのように決めていくかということについては、当然、法定外繰り入れなんていうことも私は町の裁量の中に入っているのではないかと、うふうに思うので、その点については改めて法定外繰り入れについて再考を、国の言うとおりに赤字解消のために繰り入れをするのはだめだということではなくて、町が決めることです。それは町の実態を見ながら考えていっていただきたいなという要望が1つですね。

それから、質問の追加になってしまうのですけれども、今、資産割のことについてちょっと動きがあるようなことを言ったのですけれども、これ率直に言って資産割をやめるか、やめなにかということですか。それとも、資産割をどうするかということですか。どういうことですか。

○議長（舘田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

一応、法定外繰り入れを解消するために税率改正を行っていくということで、当然、税率は上がっていくわけです。その中で、やはり過去にされた議論等を見たときに、資産割というものを改めて考えていかなければならないと。北海道の標準保険料の算定が3方式、所得割と平等割、均等割という3つの方式によって算出されていることから、本町においてもその3方式にしたほうが比較というか、道が出してくるものと本町の状況の比較がやりやすいということも考えておりますので、極端なことを言うと、何年かにかけて資産割を解消していくという考えを持っているということはお伝えしておきたいと思えます。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） きょうはこれ以上議論しないですけれども、前にも僕そういう質問をしたことがあったと思うのですけれども、資産割が消えるということになると所得も少なくなって、そういう意味では納付金も少なくなるのでないかななんて甘い見方をしているのですけれども、いずれにしても現行の保険税、保険料がいいかという議論を今後またしていきたいと思うのですけれども、現行の保険税よりも物すごく大きく上がっていくということについては、やっぱり法定外繰り入れというのはどうしても小さな町村には必要でないかなというふうに私は思うので、そのことを強く要望して、今回はこの問題については終わりたいと思えます。

2つ目に行きます。介護の問題なのですが、総合事業になったことによって要支援1、2の人のサービスを低下させてはならないということについて、何度か質問しましたが、改めてまた質問したいと思えます。

昨年からは本町では、「要支援1、2」がちょっと先駆けて市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しましたが、介護報酬の削減が行われています。総合事業に移行したことは制度的には後退と考えますが、利用者へのサービスがそのことにより後退しないよう町としても予算措置をし、サービス水準を低下させないようにすべきと考えますが、どうですか。

新総合事業で上限額を超えた場合であっても、町がその分を負担すべきと考えますが、どう

ですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の総合事業になったことによって要支援1、2の人のサービスを低下させてはならないとのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の介護予防・日常生活支援総合事業へのサービス水準を低下させないようにすべきとお尋ねにつきましては、本町では平成28年10月1日から移行し、この間、事業を進めてまいりましたが、サービス内容等につきましては従前どおりとしており、サービス水準の低下にはつながっていないものと判断をしております。

2点目の新総合事業で上限額を超えた場合に町が負担すべきとお尋ねにつきましては、この上限額は国が示す算出方法に基づき計算された額で、各保険者によって変わるものですが、国で定めるこの上限額を超えた場合につきましては、その状況、理由、今後の見通しを国と協議し、新たな上限額を設定することが可能となっており、現制度におきましては、本町の実態に即した体制を維持していけるとの判断から、国費及び道費が伴わない町単独の負担は生じないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 再質問はありません。

3点目に移りたいと思います。3点目の質問ですが、これはまた大きな問題なのですけれども、「生活援助」の機械的な回数制限をせず、必要な利用者には必要な回数の援助を行うべきということについて質問いたします。これは、今まさに財務省が厚労省に横やりを入れまして、必要な生活援助の回数制限を数値的に示しているのですね。この問題について質問したいと思います。

介護保険7期を前にして、介護保険制度が根底から崩れるような提案がなされようとしています。7期を前にして、何らかの通知もしくは通達等がありましたか。あったとしたら、その内容の概要はどのようなものであり、町としては、どのような問題意識、課題意識を持っていますか。

「社会保障審議会介護給付費分科会」、これは第152回に行われたことなのですが、この議事次第を読みましたが、それを受けて厚労省は、生活援助中心型サービスについて「全国平均利用回数プラス2標準偏差」を超える利用を「通常の利用状況と著しく異なる」と指摘し、基準を超える訪問介護を行う場合は、ケアマネジャーが市町村にケアプランを届け出ることとし、そのケアプランについて市町村で「地域ケア会議の開催等で検証を行うこと」となっています。これは機械的に生活援助の回数を減らすことを目的とし、その役割を町の地域ケア会議に果たさせようとするものではないかと考えますが、どうですか。見解を伺います。

地域ケア会議で「全国平均利用回数プラス2標準偏差」で回数を検証、点検すると介護支援員がケアプランを作成するとき、利用者に必要な介護ケアプランではなく、示された標準偏差

の回数でケアプランを立てるような懸念が生じますが、町は、そのようなことがないよう、アセスメントに裏づけられた支援員の作成したケアプランを尊重し、必要な利用者には必要な回数の援助を適正に行うようにすべきと考えますが、いかがですか。これらの取り組みを適正に行い、「一人の不幸も見逃さない」という町の福祉理念に沿った介護保険制度の実施を強く望みます。この点について町長の所見を伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の「生活援助」の機械的な回数制限をせず、必要な利用者には必要な回数の支援を行うべきとのお尋ねにお答えをいたします。

議員お尋ねの内容につきましては、平成29年11月22日に開催されました厚生労働省所管の社会保障審議会介護給付費分科会（第152回）に議題として提案された内容のものであると思いますが、1点目の第7期を前にして国からの通知、通達があったのかのお尋ねにつきましては、現段階で通知、通達はありませんので、現状において問題や課題は認識できておりません。

2点目の地域ケア会議において機械的な回数削減を果たさせるのではとのお尋ねにつきましては、地域ケア会議は、介護支援専門員が利用者のケアプラン作成等の対応に苦慮している場合に、多職種の視点から検討やアドバイスを行う機能を有しており、場合によっては、利用者の状況やケアプランの内容の検討を行う中で、不足していると考えられるサービスの追加を適切な判断に基づき提案することもあり、機械的に回数を削減するといったことはないものと考えております。

3点目の支援員の作成したケアプランを尊重すべきとのお尋ねにつきましては、2点目の質問に対する説明とも関係しますが、まずは介護支援専門員のアセスメントが基本となって地域ケア会議で検討され、その結果を受けて最終的に介護支援専門員がケアプランを作成しますので、結果としましては、必要な利用者には必要な回数の援助がされるものと考えております。

4点目の町の福祉理念に沿った介護保険制度の実施をとのお尋ねにつきましては、現在進められている検討内容が住みなれた場所で自分らしく暮らすことを目指した介護保険制度の趣旨からどのように改定されるのか、懸念しているところでありますが、本町では、「一人の不幸も見逃さない」という理念を持って、必要な方へ必要なサービスを提供するという姿勢を崩さず実施してまいりたいと存じます。いずれにしましても、国からの具体的な情報が一切なく、議員ご指摘の社会保障審議会介護給付費分科会に提出された資料でしか把握できていない状況にありますので、今後の国の動向を注視しながら対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 率直に言って非常に安心したのですけれども、一方で安心できない部分もあります。それは、この社会保障審議会の介護給付費分科会の中で出された資料に、これを見てびっくりしたのですけれども、北海道標茶町というのが第1位で、その資料で表の中に

出てきているのですね。変なことで有名になったなというふうに思うのですけれども、これは何かといたら平成29年度予算執行調査の概要ということで、北海道標茶町、101回で第1位と。何かといたら、生活援助は全体として月9回が全国平均であると。だけれども、月31回以上利用している人は、これは6,626人いると。「中には」というのは非常に悪意のある言葉なのですけれども、中には月100回を超えるところも出てきていると。その100回を超えるところの全国の第1位が北海道標茶町と名指しで出ているのです。

私、非常に憤慨しまして、これに対しては現場を調査した数字なのかということ指摘したら、慌てて現場を少し調査したらしいのですね。そうしたら、その回数が月9回が全国平均というのが月10.6回にふえまして、それから月31回、これ31回というのは1日1回という意味ですね。月31回というのが6,626人から2万4,748人にふえました。そして、北海道標茶町は、今度は名前を、市町村名を書かないで伏せて、1番何回、2番何回と、標茶町は5番目に落ちたのですね。詳しく調査したらもっと違う数字が出てくるのでないかなというふうに思うのですが、私が恐れているのは、こういうふうにして、なぜこんなでたらめな資料を出してまで行ったかということ、さっき「プラス2標準偏差」という、わけのわからない言葉が出てきましたよね。計算するのですよ、シグマとかアルファ、ベータ、いろんな計算式を出して私らにはわからない標準偏差の計算をして、要するに結論としては最後に、さっき町長もおっしゃった最後の、第142回でしたか、社会保障審議会の資料でいくと、要介護1の人は月26回、要介護2は月33回、要介護3は42回、要介護4は37回、要介護5は月31回を超えたら問題ですよと。これは、市町村の検証会議にかけてこれを削りなさいというような意味のことをここで審議されたのですね。そして、回数が具体的に出たのです。

それで、ケアマネジャーさんに何人かの方に聞きましたら、アセスメントをしてAさんという人はどうしたって1日3回の食事援助も必要だし、服薬支援も必要だと。生活援助で90回を超えますということがアセスメントでケアプランを立てても、町の検証会議に出たときに、これははるかに超えていますよということになったら、最初からこの要介護1、要介護2の26回、33回に合わせた数字にせざるを得ないのだろうかという心配をケアマネジャーさんたちは持っているのですね。

それで、私は、さっき町長から、そうではないよと、標茶はこうやってやりますよというご回答を得たので、ぜひ各事業所のケアマネジャー、支援員の方々にもそのことをきちっと、きょう答弁されたことを伝えて、心配しないできちっとアセスメントに基づいて必要な正確なケアプランを立てて、そして出していいですよというようなことを言ってやってほしいのです。その点ではどうですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

先ほど町の考え方といいますか、今までそういった考え方でやってきたということをご説明申し上げました。ただ、国のほうからこういった形で私どものほうに出てくるのかというのは、

現時点においては予測できないわけであります。だから、そういった場合に町として何ができるか等々については、その時点で判断せざるを得ないというぐあいに私は考えております。

しかしながら、標茶町につきましては、やはり今まで培ってきた伝統文化というものもございまして、そういったことも十分に主張しながら、何とか今までの考え方を認めていただけるように努力してまいりたいと考えております。

(「終わります」の声あり)

○議長（館田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終わります。

教育委員会・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） 大変申しわけありませんでした。先ほど深見議員からいただきました、いじめを相談しない児童生徒の人数につきましてお答えいたします。

11月の調査におかれまして、小学生では14名、中学生では29名でありました。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） さっきの教育長の報告では、中学校ではいじめられたというのが3名だと言っていましたよね。それがどうして29名。

○議長（館田賢治君） 教育委員会・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） ただいまの数字は、誰にも相談をしないと答えた小学生と中学生の人数でございますので、いじめの人数とここは合致はしない人数になっております。仮に自分が嫌な思いをしたときに誰かに相談することができますかという質問に対しての人数でございます。

(「わかりました」の声あり)

○議長（館田賢治君） いいですか。

○4番（深見 迪君） はい。

○議長（館田賢治君） そうしたら、一般質問を続行いたします。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君）（発言席） 私は、2点ほど質問をさせていただきます。

1点目です。

標茶霊園に合葬納骨堂を建立してはどうかという件名でございます。

標茶町には、14カ所の墓地管理組合及び墓地公園運営委員会があります。これらの管理組合に回りまして確認させていただきました。聞き取り調査で、確実な数字ではなかったのですが、2カ所の無縁焼骨堂、これは建物ですね。それと、7から8カ所の無縁合葬墓、お墓ですね、これは個人的に設置をされたものも含んでおりますが、設置されております。トータルで約200弱の無縁焼骨があり、寺院に預けられているものもあると聞きました。また、ある無縁焼骨堂は、本町からも預かりをお願いされて、数が多くなってきまして手狭になってきているとの話もありました。

最近のお墓建立業者ですけれども、その話でも新規のお墓の建立よりも、墓じまいをお願い

されるほうが増加してきているとのこと。これは近い将来無縁になる可能性のある方が生前に処理を考えたり、先祖のお墓も含めた自分たちのお墓の維持管理を将来とも子供たちに負担をかけたくないなどの理由があるようです。

また、墓じまいをするにも、かなりの費用がかかりますし、どこかに永代供養をお願いするにしても、多くの費用がかかると聞いております。

全国的な地方の人口減少や都市部への一極集中の状況などを考えますと、今後さきに述べたような状況がますます増加していくのではないかと考えられます。

標茶町の開拓や発展に大きく寄与された先人の方々や将来の私たちも含めて、標茶町にゆかりの方々を永代供養できます宗教・宗派に関係のない合葬納骨堂の建立が必要でないかと考えますが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 3番、熊谷議員の標茶霊園に合葬納骨堂を建立してはどうかとのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町内には各地域の墓地管理組合に管理運営を委託しております14カ所の第1種墓地、第2種墓地があり、標茶霊園と合わせて15カ所の墓地があります。そのうち墓地の移転に伴い、虹別墓地、塘路墓地に無縁仏の納骨堂が設置されております。近年、遠隔地であるがゆえにやむを得なく改葬する例などから、町内でもお墓の返還が年に10数件ありますことや、無縁仏の納骨堂の老朽化など、管理組合からのご相談も受けており、その取り扱いは課題として捉えているところであります。

道内では、経済的に余裕がなく納骨堂の取得やお墓をつくれぬ、また、お墓の継承者がいないためお墓を建てることができない方々のために、自治体でも合葬墓を建設する例もあり、それらの状況も参考にしながら、標茶町の開拓や発展に大きく寄与された先人の方々や標茶町にゆかりの方々が安らかな眠りにつく納骨堂や合葬墓の建立や運営管理について各墓地管理組合の皆様とも相談をしながら、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 今、町長から検討していきたいという答弁をいただきましたけれども、結構、緊急というか、急いでやらなければならない話かなと思っております。たまたま聞き取り調査をしている中でも、もう例えば後継者というか、息子さん方が札幌とか遠隔地におられて、自分が病気にでもなったら、息子さんにお世話になるのにやはりそちらに行くしかない。そうなったときに、仏壇を含めて、やっぱり墓じまい等も含めてやっていかなければならないというような状況がかなりあるというふうに聞きました。

ちなみに、インターネットで調べたのですが、墓じまいの費用というのは30万円から高いところでは60万円以上かかる状況です。

また、皆さんも新聞とかで見ていると思いますけれども、永代供養をお願いするのにも10万円、これは最低ぐらいの金額ですね。それで、鉚路市のあるお寺では、宗派関係なく受けますよというのをやっていますが、金額はうたっていないような状況です。それらを考えたときに、墓じまいするのにもお金がかかる。そういう状況にあって、非常に自分の終活にも相当お金がかかる状況ですから、それらも踏まえた上、先ほど担当課でも調査しているということでしたが、ほかの市町村でも検討されているようです。

ただ、僕がちょっと気になっていたのは、ほかのある市でやったところは合葬墓なのです、墓なのです。これ、聞き取りしたときも、確かに何名かの焼骨を一緒にしてしまっている場合もあるけれども、墓の状態でも預かっているところがあるというふうに聞きました。今、言いましたように、合葬墓になってしまうと、みんな焼骨が一緒になってしまうのですね。それでわざと僕は合葬納骨堂という書き方をしたのですが、ある意味ではやはり自分のご先祖様等を祭る上でも、合葬墓がいいか、合葬納骨堂がいいかというのは、これ、いろいろ議論があると思います。先ほど町長の答弁でもありましたように、各管理組合の皆さんに協議をいただいて、ぜひいい方向を見出していきたいと思いますが、いずれにしても、早急にやっぱり進めるべきではないかと考えますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

墓守をどうするかということについては、この急速な人口動態の変化等々を踏まえて、非常に大きな問題になっているということは、新聞等々でも報道されております。ただ、法的には、これ民法で墓は祖先の祭祀を主宰すべき者が継承すると定められているわけでありまして、これに基づいていろんなことが。

考え方としては、いろいろな形があろうかと思えます。それをやっぱり幅広くいろいろな考え方をまとめてどういった形がいいのか等々については、取りかかりは早急に進めたいと思えますけれども、やはり多分いろんなお考え方があるのではないのかなと思うのです。だから、骨を全て分骨したいということになると、やっぱりかなりの規模が必要になってくる、あるいは例えば今で言えば、樹木葬であるとか、いろんな形等々もありますので、そういった形も含めて、実際に困っている人たちに対して何ができるか等々について自治体として何ができるか等々について幅広く意見を求めて検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） ぜひ早急に検討していただきたいのですが、皆さんも多分テレビか何かのニュースで見たかもわかりませんが、道内だったと思います。その墓じまいも含めて、自分の終活部分がある業者をお願いしたら、それをどこかに不法投棄されていたというようなニュースがありました。確かにそういう業者もインターネット等に出ているのです。それらはかなり安い金額でやるものですから、見た人がそれに応募してお願いしたら、結果としてそんな

状況だったというようなことも報道されていまして、ぜひ皆さんの意見をまとめて、早急につくっていただければと思います。

次に移ります。

2番目ですが、標茶町中央学校給食共同調理場の建てかえはということで質問いたします。

平成26年6月定例会でも私が質問をいたしました。また、同僚議員が平成26年12月定例会でも質問しておりますが、標茶町中央学校給食共同調理場は昭和56年に建設され36年が経過しており、老朽化が進むとともに学校給食衛生管理基準の区分ごとの施設となっていないことなどから、第4期総合計画第2次3カ年計画では平成27年から2カ年で建てかえ計画となっていました。

これは教育長も新聞でごらんになったと思いますが、ある市と関連する町村で、学校給食のみではなくて、地場産の食材を使用した食育レストランを併設した給食センターが建設されました。これは前に質問もしましたが、PFI方式、民間資金活用による社会資本整備を採用しまして、そのPFIに参加した企業が特別目的会社をつくり、建設・運営を担っております。

さきの一般質問の答弁では、整備する場合のPFI方式の一定の効果がある認識は持たれておりましたし、施設改築の緊急度や財政事情を考慮して、町長部局と整備方針の検討をしていくとのことでしたが、どのような計画または検討されているのか、伺いたいと思います。

また、これら施設を整備するに当たって、計画の中で考えていかないとまずいのかなと思いますけれども、1次産品を活用した「標茶ブランドの特産品開発」や「加工研究から販売流通」などの拠点となる施設を併設する、要は1カ所にまとめるということにより、ある意味で相乗効果があると私は考えているのですが、また、さらにそれによって働く場の確保にもつながると考えますが、所見を伺います。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 3番、熊谷議員の標茶町中央学校給食共同調理場の建てかえはとのお尋ねにお答えいたします。

初めに、施設整備方針でどのような計画または検討しているかとお尋ねであります。ご案内のとおり、学校給食共同調理場は昭和56年建築で、現在36年が経過しており、建てかえが必要な時期と認識はしております。

議員ご指摘のとおり、標茶町第4期総合計画第2次3カ年実施計画から学校給食共同調理場の改築事業を計画しておりますが、今後、学校施設も含め、優先すべき大型施設整備事業が控えていることから、改築事業の実施には至っていないのが現状であります。

また、PFI方式につきましては、一定の効果が期待されるものと認識しているところであります。教育委員会としての基本的な考えは、学校給食の意義と本来の目的を第一に考え、将来にわたり本町の児童生徒に対し、安心・安全で安定的な給食提供を行える学校給食施設となるよう、現在、先進地の自治体等から施設整備に関する情報収集を進めているところであります。

なお、今年度見直しを行った第4期総合計画第4次3カ年実施計画においても、改築事業を計画しておりますので、今後、引き続き関係各課と整備方針の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 3番、熊谷議員の標茶町中央学校給食調理場の建てかえはとのご質問にお答えをいたします。

本施設の整備計画については、ただいま教育長の答弁にあったとおりと考えますので、ご理解をお願いいたします。

なお、後段の1次産品を活用した標茶ブランドの特産品開発などの拠点施設を併設してはとのお尋ねにつきましては、貴重なご意見と受けとめさせていただきます。今後、新たな総合計画を設定する中で、どういったものがより効果があるのか等々、また、産業関係団体等のご意見もいただきながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 今、教育長のほうから第4次3カ年計画、具体的にはまだ期間の明記はないということでしょうか。

○議長（舘田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えいたします。

第4次3カ年実施計画、平成30年から32年の計画になっておりますが、その中で30年度調査設計5,000万円、31年1億6,000万円で計画は載っております。

○議長（舘田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） さきの26年12月で同僚議員が質問したときにも、区分ごとの施設となっていないということで指摘を受けた経緯があったと思いますけれども、公共施設の改築もしくは新築するための緊急度合いの判断は十分理解しますけれども、食ですから、これはやはり大変重要なことだと私は思うのですね。それらも踏まえて、やはりできるだけ早い計画をお願いしたいというふうに思います。

また、町長から答弁いただきましたけれども、これは、経済団体がやるべきこととかいろいろありますけれども、それらも巻き込んでこれを全体にそれぞれの考えというか、それを集めて、できればそれに1カ所に集約できるような、もちろんそうだと、ある意味では他から、他町村もしくはほかから来た方々等も使いやすい施設になるのではないかと思います。そういうことをやることによって、さらにその学校給食のあり方というか、素材というか、そういうものも含めて、非常に相乗効果があるというふうに考えておりますので、ぜひ早急に考えていただければと思いますけれども、再度それらも含めて意見をお願いいたします。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

熊谷議員がご指摘になったように、私は食の発信ということから考えて、学校給食というのは非常に有効なツールだと考えています。例えば、先般、どこのテレビかはちょっと覚えておりませんが、足寄町でしたか、いわゆる学校給食のいろいろな素材を町内からということで、産業界全体を含めて発信をしていると。以前そういった取り組みをしていたという例もあろうかと思えますし、本町においても、現在はふるさと給食等々に取り組んでおりますけれども、それをやはり拡大するといえますか、幅を広げた中で、議員がご指摘になったこと等々についても有効な手段であろうと、そのように考えておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） はい。その際、何度も申していますけれども、PFI方式、民間の資金、もしくは民間の力もかりたことも踏まえて、検討していただければと思います。

終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で3番、熊谷君の質問を終わります。

続いて、8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（発言席） 私は、最初に育成牧場での牛の事故、その対応についてお聞きいたします。

育成牧場でこれまでの事故についての状況をお伺いいたします。

育成牧場での牛の事故について原因や対策について利用者への説明は適切に行われているのでしょうか。

事故が起きた場合の危機管理体制のマニュアルはできていますか。また、あるとすれば、どのように職員に徹底されていますか。

事故防止のため、今、最も力を入れていることは何ですか。

入牧前に利用者ができる検査をすることにより事故の発生を防ぐことができるのではないかと考えますが、また、その検査に伴う費用はどのくらいかお伺いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の育成牧場での牛の事故とその対応についてとのお尋ねにお答えをいたします。

昨年後半、呼吸器系疾病により事故が多発した標茶町育成牧場の哺育事業についてお答えをいたします。

まず、標茶町育成牧場のこれまでの事故状況ですが、第1回定例会で詳細に報告をしておりますので、繰り返しにならないよう、それ以降の状況についてお答えをいたします。

これにつきましては、哺育牛受け入れ時の処置やワクチンプログラムを変更、強化したこと、過密傾向の緩和によって専門機関が指標とする事故率3%未満を現在も維持しております。

次に、預託牛の事故に関する原因や対策を利用者に適切に説明しているかという点につきましては、事故発生の際には、都度、状況を直接利用者に伝え、丁寧に説明することに努めてお

ります。

次に、事故が起きた場合の危機管理体制等のマニュアルの有無、さらには職員への徹底方法についてお答えをします。

法定伝染病、届出伝染病への対応は、標茶町家畜自衛防疫連絡協議会のマニュアルに沿って行動することとしております。

また、呼吸器系疾病や下痢症、蹄病等の一般疾病については、昨年未同様の事案の再発防止と迅速かつ適切な対応のため、さらには効果的な予防対策構築を目的として、生産者団体、診療機関、指導機関、研究機関の協力をいただき、疾病対策会議を設置いたしました。これまで5回にわたり会議を開催しておりますが、同会議での現状分析に基づく提案を可能な限り尊重し、栄養管理や飼育環境、作業動線等の基本事項の見直しと危機管理体制、季節ごとの予防対策を構築しておりますので、当面、同会議での提案をもとに行動をしております。

また、こうした有事への対応に関する意思統一や作業内容の確認は、毎日行っている朝礼で徹底を図っております。

次に、事故の再発防止につきましては、疾病対策会議からの提案と事故報告時に利用者から寄せられたご意見も参考にしながら、栄養、環境、予防を最重点とする育成牧場の管理規範を着実に実践をしていくために、何より日々の観察の徹底を図り、正常でない個体の早期発見、早期治療に努めるとともに、また、安楽な飼育環境を維持するために入牧数を制限することもやむを得ないと考えており、今後、利用者にも理解を求めてまいります。

最後に、入牧前に利用者ができる検査とその費用についてお答えをします。

預託事業自体、利用者との信頼関係の上に成立しているものであり、したがって、哺育においても事業を円滑に行うためには、健康な子牛を預託していただくことが不可欠であることをご理解いただきたいと存じます。

現在、育成牧場の自衛策として、サルモネラ症、牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査を大学の協力により試験的に育成牧場が負担をし、受け入れ時に実施をしております。この検査の費用対効果も含め、ある程度のめどが立った段階で利用者負担についてご理解をいただいた上で、実施してまいりたいと考えております。

また、哺育牛の初乳の摂取状況を調査し、疾病罹患率との相関関係について分析を進めていますが、こうした取り組みが健康な子牛を健全な環境で育成するために必要な利用者と育成牧場とのより強固な信頼関係の醸成につながると考えており、今後も継続してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 最初に質問しました育成牧場でのこれまでの事故についての状況を伺いますという部分ですけれども、この育成牧場において、育成牧場から出荷といいますか、退牧された牛の中で、退牧後、自分の牧場に帰って何らかの病気が発生して、その追跡調査など

をされて、発生源が育成牧場だったというような事案はございませんか。

○議長（館田賢治君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

呼吸器系の病気、疾病による予防について一部利用者から、出産時のストレスで、そういった負荷によって、例えば廃用になったケースとかというのは伺うことがあります。

ただ、こちらのほうで問題として追跡調査等を行っていた病気として、いわゆるBVD-MD、その病気に関しましては、牧場のように不特定多数の牛が集まる場所というのが感染ステージになってしまうという、そういったおそれがありますので、その部分に関しましては、例えば持続感染牛というようにウイルスを出し続ける牛が混入してしまった場合については、同居牛について退牧後の出産状況、それから発症状況、そういったことを調べまして、見舞金の対象にしているということでもあります。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） たまたま私のところに問い合わせというか、お話を持ってきた方がおられるのですけれども、自分のところの牛が集中的にだめになってしまったという、次期の牛の生産体制に入るところには生産に影響があるくらい、集中的にある一定の農家の牛がだめになってしまうという話をお聞きしたのですけれども、その原因究明とかはちゃんと入牧された方に納得のいく説明はされているのですか。

○議長（館田賢治君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時49分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 疾病の問題については、先ほど町長からお答えいただきましたように、入牧前の検査の徹底、牧場に入る前の健康な牛を入牧させるということに大きな力を注いでほしいなというぐあいに思います。

それと、先ほどのお答えの中で、入牧数の制限という話も出ましたけれども、僕が農家の皆さんのお話を聞いていると、これがいいことか悪いことかというちょっと問題になると思うのですけれども、それぞれの個々の経営のやり方だと思うのですけれども、これからの若い世代の方は哺育というものが、なかなかそこにエネルギーを注ぐ時間がないのではないのかなという意見も伺いました。そういう意味では、これから牧場に求められる部分では、頭数の問題等もかなり重要なウエートを占めてきますし、そういう入牧哺育を希望される農家の人方のニーズも高まるのではないかと思いますので、そういう面では、充実した研究をしていただいて、対応していただきたいというぐあいに思います。

この質問を終わります。

○議長（館田賢治君） そうしたら、2問目入ってください。2問目行って。

○8番（渡邊定之君） 今の質問に対するお答えをお願いします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

この件についても、私、何度も申し上げますけれども、やはりいわゆる本町において基幹産業酪農をどうやって振興、発展させていくかの中で、飼養形態の変化等々を踏まえて、いわゆる関係機関でどういった任務分担をするのか等々についていうと、いろんなご意見があるかと思えます。現状で申し上げますと、やはり町が運営する育成牧場でこれ以上の頭数を受け入れるということに関して言うと、非常に困難性があるということもぜひご理解をいただきたいし、こういった酪農状況の中で、民間の中で育成を始められた方たちも非常に多くなってきておりますし、農協さんのほうでもこういったニーズにどうやって応えていくか等々の議論も始まっているように考えておりますので、私どもとしては現状の育成牧場で何ができるか等々も考えながら、全体として本町の酪農振興をどうやって図っていくのか等々について関係機関と綿密に連携をして協議してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、次の質問に移ります。

生乳の「指定団体制度」の廃止から標茶の酪農をどう守るかについて、町長の所見をお伺いいたします。

規制改革推進会議が生乳の「指定団体制度」を撤廃し、規制緩和を行うことを提言しました。その理由には、生産者に多様な選択肢がないなどを挙げていますが、実態は規模拡大による負債の増大、EPA、TPPなど先行きの不安に対する流れではないかと考えます。この点について町長の所見をお伺いいたします。

次、生乳の「指定団体制度」の廃止は、欧米の酪農、乳製品擁護の制度と比べて、酪農の崩壊につながりかねない提言だと考えますが、町長の所見を伺います。

この「指定団体制度」の撤廃は酪農の危機のみではなく、地域経済への大打撃にもつながると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

また、この規制緩和から本町の基幹産業である酪農を守るため、国に対して必要な要請を町としても行うべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の生乳の「指定団体制度」の廃止から標茶の酪農をどう守るか所見を聞くとのこと質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、これまでの加工原料乳生産者補給金暫定法による指定団体への一元集荷・用途別多元販売の仕組みを廃止し、来年4月より生産者補給金等の交付に関する措置につ

いては、畜産経営の安定に関する法律に恒久的な制度として位置づけられるとともに、生産者補給金の交付対象を拡大し、さらに指定を受けた事業者にも集送乳調整金を交付することができる仕組みとなります。

1点目の「指定団体制度」を撤廃し、規制緩和を行うのは、規模拡大による負担増大、EPA、TPPなどの先行き不安に対する流れではないのかと考えるかどうかと、2点目の「指定団体制度」の廃止は、酪農の崩壊につながりかねないとするがどうかについてですが、指定生乳団体制度の改正は、2014年末に発生したバター不足が同制度と補給金制度が要因であるとして、当時の規制改革会議が制度内容の抜本改革を掲げたものであり、その改革案を受け、これまでの指定団体への一元集荷・用途別多元販売の仕組みを変え、生乳の原則全量委託から部分委託を認めるなど、酪農家にも販売策の選択肢が拡大するなど、メリットが示されました。

一方で、指定団体が担ってきました生乳の需給調整機能がこれまで同様、安定的に機能するのかという懸念が広がりますが、国による需給調整はもとより、生産者と生乳生産者団体の双方がよりよい共販体制の構築に向けて取り組みを強化することが、乳価と酪農経営の安定をもたらすものと考えるところであります。

3点目の「指定団体制度」の撤廃は、酪農のみでなく地域経済への大打撃につながると考えるがどうかについてですが、この制度の改正により、これまで生乳を飲用向けだけに出荷をしていた生産者の一定割合の生乳を加工向けに仕向ける仕組みとなっており、加工原料乳の安定確保につながりますし、また、さらに条件不利地域における集乳を拒まない事業者を指定し、集送乳調整金を交付することにより、北海道などの気象条件の厳しく山間地などの条件不利地も安定的に集送乳を実施することができ、これにより生産者や乳業工場の点在がこれまで同様可能となり、地域経済を下支えしていくものと考えており、必ずしも大打撃につながるとは認識をしておりません。

4点目のこの規制緩和から本町の基幹産業である酪農を守るため、国に対し必要な要請としてはどうかのお尋ねでございますが、新たな仕組みによる制度は4月より運用開始となることから、当面の間、新制度による影響等の動向を注視し、制度改正等が必要な場合においては、JAを初めとする関係団体、機関と協議をしながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） この指定団体制度についてですけれども、今、町長が説明あった制度についてはそのとおりでありますけれども、やっぱりこの指定団体制度が今日の北海道の広い地域での酪農経営を守ってきたという立場で、ある意味では、ホクレンの一極集中といいますか、ホクレンのもとに全てが集乳され、それがホクレンの権限で多元販売されたということに対する、非常にそこに対する指摘から、こういう制度の撤廃という方向につながっていったのだというぐあいに僕は思っています。

それと、今、町長がこの制度の撤廃そのものが本町のみならず、地域への大打撃になるとは考えないというお考えを示されましたけれども、ある新聞によりますと、非常に雪印の社長、会長なんかも、この制度に対する、規制緩和によって撤廃、廃止されるということは非常に危惧をする部分であるというぐあいに新聞報道で発言されています。そういう意味では、ちょっと町長とは認識を別にするものであります。

ただ、私が一番この質問で申し上げたいのは、規制改革推進会議が、この会議が本当に法的な位置づけをされていない組織であり、一国の総理大臣の私的な諮問機関によって酪農そのものの危機を招くと、その規制緩和が、重要な政策が一方的に決められてしまうというこの流れに対して、町として今後とも国に対して必要な要請を行うべきではないかということをおこの質問の趣旨にして質問いたしました。お答え願います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

規制改革に関する考え方については、これは議員と考え方を同じくするものでありまして、これは先般、参院の決算委員会の中でも自民党の議員の皆さんから、また、農水大臣も、規制改革に権限はないのだと。だから、いわゆる議会の政策審議会の中で何も決まらないうちに規制改革からの提案によって改革議論が進んだことに対してはいかがなものかということ、これ国会の中でも言われていることだと思いますし、私も議会制民主主義のルールからいって、やはりそれはそうではないのかなと思っております。

それと、規制緩和が万能論というのは、これは私はやはりいかがなものかなと思っております。やっぱり食料というのは、安定的にどうやって供給するかということをお私は消費者の皆さんが一番望んでいることだと思っておりまして、今回のいわゆる措置がその安定的な供給体制をどう確保していくのか、どう担保していくのか、それがやはり基本であろうと。ただ、法律にはそうすると書いてありますので、そこら辺で、私、先ほど申しましたように、行方を注視してまいりたいと思っております。だから、何でもかんでも市場に商品をお商品として上げて委ねるということに関していうと、市場が全ての答えを出していくことに関していうと、これはやはり食料に関していうと違うのではないのかなと思っておりますし、まして生乳というのは腐るものでありますので、それと加工をどうバランスをとっていくのか等々については、やはりこれはこれからも生産者と供給団体、企業が消費者に対してどうやって良質なものを安定的に供給していくかを考えていくということが必要だというぐあいに考えておりますので、もし、例えば4月以降の段階でそういったことが懸念されるような事態になれば、先ほどもお答えしましたように、農協さんとも十分協議をしながら、基幹産業といいますか、本町の基幹産業だけでなく、いわゆる私どもの食をどうやって守っていくかのために必要な行動等については検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） ありがとうございます。

本当にこの規制改革会議、この流れに対して東大の教授である鈴木先生なんかも、農業までが「今だけ、金だけ、自分だけ」の世界になってしまう、それに非常に懸念をいろんなところで発しています。そういう意味では、本当に私どもの地域の基幹産業である酪農を守るために、万全な体制、国に要望していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（舘田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時14分

○議長（舘田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君）（発言席） 3点ほどご質問をしたいと思います。

現在改築中の川上公住の進捗状況と今後の方向性についてということなので、今、1棟目が3分の2ほど大体でき上がっているのですけれども、改めて今、戻ってきた人たちがいろんな問題が出てきているということなので、今後この住民の考え方を聞いていただいて、改良するところは改良してもらえるのかどうなのかということをお伺いしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番、後藤議員の現在改築中の川上公住の進捗状況と今後の方向性についての質問にお答えをいたします。

現在、川上公住の住戸改善は入居者の仮移転が5月から始まり、18戸中12戸の住戸改善が終了し、住みかえを含め8戸が入居しており、現在残り6戸の住戸及び外部の改善工事を進めている状況であります。

住民の考え等を聞き、改善していく考えはとのお尋ねであります。去る11月1日に川上公住3階建てに居住されている方の内覧会を実施しましたが、その際、15名の方が参加をされ、ドアホンモニターの位置や更新したガス台の寸法等、意見要望を受けたところであり、それらの意見要望につきましては、来年度予定の住棟から反映できる項目は見直しを進めているところであります。また、既に入居された方からの声についても、設計担当との情報共有のもと対応に向け協議を重ねており、今後につきましても、耳を傾けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今、町長のほうからそれなりの調査をしたような結果が出ていますけ

れども、新たに現在気象のいろいろな状況によって、非常に温暖化が進んでいるということもありまして、網戸がついていないという指摘があるわけですよ。ということは、やはりエアコンといっても、高価になるわけですし、標茶の場合はなかなかついていいるところもそう少ないと思うので、網戸ぐらの設置はどうなのかなというふうに考えておりますので、その辺はどうなのか。

それと、入る段階でFFストーブにしてくださいということで、大抵の人がそうなったと思うのですが、それについて今度のストーブはカロリーの少ない弱いものにして欲しくないかというような意見もあったということなので、これはどのような感覚で言っているのか、ちょっといまいわからないのですが。

○議長（館田賢治君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

1点目の網戸の関係ですが、今回の改善工事に伴いまして、建具に関しましては、外部のアルミサッシに関しては手を加えておりません。内部の木製建具に関しまして、断熱効率を上げるためにプラスチックのペアガラスにかえておりますが、既設で網戸のついている箇所につきましては、網戸の張りかえ等をこの工事で行っておりますが、新たに設けるといのは今の段階では考えておりませんでした。今後また設計、予算の関係もありますので、その中で対応できるものについては、また対応を考えていきたいと思っております。

2点目のFFストーブにかえる場合のストーブサイズの関係ですが、私のほうも川上公住だけに限らず、建てかえ等でFFが必要となる入居者の方につきましては、過去の例で、大きなストーブを買って微少で燃焼することによって、かすがたまってパイプがだんだん詰まっていという状況が、余り高額でないストーブの場合には発生する可能性があります。ガス化等で細かく灯油を霧状に噴いて燃焼する場合には余り生じないのですが、単純にホースを伝わってくるようなストーブであれば、そういう現象も起きるものですから、それであれば小さ目のストーブを買って、微少でたくよりも、大きくたいほうが燃焼効率もいいということもありますし、当然費用も安くなりますので、そういうようなことを検討したほうがいいですよということで、お話をした経緯があります。

以上です。

○議長（館田賢治君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時22分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

後藤君。

○2番（後藤 勲君） ちょっと話をすると、中に入ってしまうとすぐ総括の状況になってし

まうと思うのですけれども、私は余り細かくこういうような形の中で書いていないのですけれども、ただ、これからの改善ということを考えていきますと、今現在、公住の中には89戸が入っているということなのですね、今のところ。そして、13戸があいているということなのですよ。ということから考えていきますと、今後これを1棟から5棟までいきますけれども、やっていく段階で、当然あきが出てくるのではないかなというような懸念がされるのですよ。というのは、前に、これ今回出た人が帰るためには、犬を飼っていたので入れないということで、結局うちを世話してやった経緯もあるものですから、そういうこと考えると、まだ今、何軒か飼っているという人がいるということなので、今度それを戻すというときに入れなくなってくるのですよ。そういうようなことも考えていくと、今の5棟が4棟になるかもしれないわけです。だから、そういう長い目でもって、これから公営住宅を考えていく気があるのかどうなのかということなのですよ。だから、総体的に.....

○議長（館田賢治君） 後藤議員。ちょっとそれなかなか。

○2番（後藤 勲君） 総括でやるか。

○議長（館田賢治君） いやいや、この一般質問で通告していないから、なかなか答えられないのではないかと思うのだわ。

○2番（後藤 勲君） だけれども、一般の中でやっていることだから、わかるはずなのだけれどもな、俺に言わせれば。

○議長（館田賢治君） ちょっとさ.....

（「休憩したほうがいい」の声あり）

○議長（館田賢治君） 休憩したほうが。

○2番（後藤 勲君） そうしたら、休憩とってくれ。

○議長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時30分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

後藤議員。

○2番（後藤 勲君） 何回も言うけれども、住民の意見として、避難訓練だとかそういう問題もあるわけよ。言っていることはだよ。細かく出せば次から出てくるけれども、いずれにしろ、そうしたらこれから大きい意味で、皆さん方入る人たちの住民の意見をよく聞いて、そしてこれから対応していただくといいことではないですか。そういうことですね。耳を傾けてくれるということで。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

先ほどもお答えをしておりますけれども、こういった事業で全てを想定してということはなかなか困難でありまして、その都度その都度、住民の皆さんからいただいた意見等について、例えば法的な問題もありましょうし、可能等な問題についてはできるだけ対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○2番（後藤 勲君） それは了解しました。

それでは、2番目に標茶町総合表彰式のあり方について伺っていきたくと思ひます。

11月3日の文化の日の表彰式に私も何度か出席をしていますが、毎年のようにほとんど何も改善がされていないと。これも前のときに私もお話ししたことあるのですけれども、年々出席者も少なくなりまして、長年の労をねぎらう対応の仕方ができていないのではないのかというのが私の意見なのですけれども、今回も60何名の該当者がいたにもかかわらず、18名しか出てこなかったと。また、何とか出席してくれないかということでお願いをしてまで出しているような状況が起きているということは、これどう考えているのか、ひとつお願いします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 2番、後藤議員の総合表彰式のあり方についてのお尋ねにお答えをいたします。

もう少し労をねぎらう対応の仕方ができないのかとのことではありますが、受賞者の皆様に対する敬意のあらわし方として厳かな中行われるのが通例であり、本町においても同様の形で執り行ってきたところであります。

また、過去には式典後に会食を提供した時期もありましたが、行政改革の一環として、また、特に在住功労受賞者には高齢の方も多く、長時間の式典では身体的負担も大きいというご意見もあり、現在の形になっているところであります。

しかしながら、本年の表彰審査委員の会議においても、出席率向上に向けた取り組みの必要性についてご意見をいただいていることもあり、総合的な配慮、検討は必要と考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○2番（後藤 勲君） 特に前も言ったことあるのですけれども、1時間足らずの時間の中で、女性の方は着物を着たり、頭を結ったり、そして金をかけて行くわけですよ。そのときに、挨拶があつて、表彰式があり、紅白のまんじゅうをもらつて写真を撮つてくると、これだけのことで、この表彰状の中には50年以上本町に在住し、郷土を愛し、勤労に励み、本町の発展に寄与された功績は極めて大きいものがありますと言ひながら、まんじゅうの1つもらつて、写真を撮つたからとつて、それが本当に労をねぎらう状況にあるのかということが疑問に思ひ

のですよ。ということは、今いろいろかや沼の問題もありますけれども、皆さんをバスで送り迎えしてやっていることも必要になってくるのではないかと正直言って思うのですけれども、もう少しこれについて心の温まる対応の仕方を何とかしてもらえないかということなのですから、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 担当のほうからお答えさせていただきます。

ただいまの町長の答弁にもありましたとおり、8月23日に開催されました表彰審査委員の会議で、年々出席率が下がってきているようだということで、例えば魅力的なアトラクション等を考えたりとか、そういったことで少しでも多くの方に来てもらえる、たくさんの方に来てもらうということが第一でありまして、労をねぎらうことについては、町長名の表彰状を差し上げるのが最大の労のねぎらいだというふうに考えております。

ただ、その表彰審査と総合表彰式が形骸化してしまうのが残念だということで、出席率向上の取り組みのご意見を賜ったところであります。

今年度については、予算のことと、それから時間のことがありまして、具体的な取り組みにはならなかったのですけれども、たまたま受賞者の方にコーラスの指導をされた方がいらっしゃって、その指導を受けたコーラスの方々が披露してくれるということで、プログラムにはなかったのですけれども、急遽、歌っていただいたという経過がありますけれども、そんな形になっております。

ことしいただいた意見については、来年度以降に具体化できるかどうかということとをさらに検討していきたいというふうに考えているのですけれども、1つはどんな内容が果たしてふさわしいのかというところで非常に担当として迷いがあります。それから、議員からご指摘をいただいている会食につきましては、今、釧路管内で在住功労を行っているのが、浜中町、弟子屈町、標茶町の3町だけだというふうに聞いております。標茶町においては、議員もご指摘のとおり、本年度で被表彰者が70を超えるような状況でありまして、仮にそれらの方々に会食を提供するとなると、かなりの出費、予算が必要になってまいりまして、過去に行政改革の一環で見直しをしてここまで至っているという経過にも反するというところも、またこれまでの経過に矛盾するというところで、担当的には非常に悩ましいところであります。

いずれにしても、表彰審査委員からいただいた意見を尊重しながら、よりよいものにといいことでは考えておりますので、いましばらく見守っていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） できるだけ労をねぎらうような方法を考えていただければなと思っております。

次に、3番目です。

今、町内をバスが走っていますけれども、バスの利用状況と今後の対応についてということ

で、10月の中から試験的に運行しているバスの利用状況と今後の見通しについて詳しく説明していただきたいと。例えば、午後からの運行がどうなのか、それから冬の対応についてはどうなのか、年齢制限等についてはどうなのかというようなことで、お聞きをしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番、後藤議員の町内巡回バスの利用状況と今後の対応についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、10月から試験運行しておりますバスの利用状況であります。運行につきましては、委託契約を結んでいる標茶輸送協同組合との協議で、午前からのみの往復の2便としており、11月末までの延べ32日間の乗車人数は2便合計で215名となり、1日当たり6.7名であります。対象者は交通弱者対策である70歳以上及び身障者の方としております。70歳以上の方が200名、身障者の方が15名の利用となっております。乗車場所では、特に駒ヶ丘荘での乗車が約半数を占め、目的地であります降車場所については農協、フクハラ、サツドラの店舗で約53%、病院31%、役場4%、金融機関5%、その他7%となっております。

利用者からの意見等では、バス停に関しては「遠い」「位置がわからない」「椅子が欲しい」と、運行に関しては「午後も運行してほしい」「病院に行くので8時ぐらいに着くように」等、その他「便利でありがたい」「運転者が親切」との報告もありました。また、ある店舗からは、巡回バス利用者に対して何らかのサービス提供ができないものか検討していますとの話も伺っております。

今後の見通しについてのお尋ねですが、巡回バスに対する期待がある一方、本運行した場合の課題として、午前、午後の運行により、委託先は新たな運転手の確保が必要となりますが、現状、乗車人員や有償運行によっては大型2種免許所持者が必要となるものの、人手が不足している状況であります。

また、利用者を例えば65歳以上等に対象を広げることにより、使用車両が大きくなる。予定は14名乗り小型ワゴンで考えていますが、29人乗り程度が必要となることもあり得ます。そういったことも予想され、巡回コースの制約も考えられます。バス停の位置及び表示方法についても、冬期間の歩道除雪等を考慮し、電柱を利用したバス停案内も検討する必要があります。

また、試験運行における利用実績で1名の方が1回利用するのにかかる運行費用として、約1,700円弱と高コストになっており、これらの状況やバス停までの移動距離、車両の乗りおりの負担等を考えますと、高齢者向けとして巡回バスがいいのか、デマンド交通、ボランティア交通等の方法も視野に入れながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今、町長のほうから相当詳しく教えていただきました。ということは、それだけ町民が関心を持って町のバスというものを期待しているというふうと考えられます。

考え方によっては、今、人手不足ということで、運転手もいないということになると、大変なことなのかなというふうに正直言って思っていますけれども、やはりこれからも持続していくということを考えていくと、午前中しか今、試験運転をしていないということであれば、例えば昼から逆に半日やった場合には、もっと人が多く乗る可能性もないとは限らないわけだし、この辺のところはまだ未知数なところもありますけれども、それとこれから真冬に向かって車の運行ということになると、時間どおりなかなか走れないということもあります。それだとか、町から出している時刻表ですか、これを見たら、ちょっといまいちわからない部分があるので、例えば桜公住付近だとか付近とつくのがあるのですけれども、この辺はどんな形でもって、これバス停になっているのか、ちょっといまいちわからないのですけれども、この辺どうなのですかね。

○議長（館田賢治君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

試験運行を実施するに当たりまして、標茶ハイヤーさんを含む標茶輸送協同組合さんとルートに関する協議を行いました。その中で、今回、町が所有しております10人乗りのワゴンを使っての試験運行となりますが、コースにつきましては、できるだけ時間のかからないようにというのと、比較的とめやすい場所ということで、実際現地を走りながら決めたところがございます。今、議員言われました桜公住付近につきましては、3階建てと桜南公住のちょうど中間地あたりになります。人を集めるためには、そこがいいのではないかとということでバス停を選定した経過があります。

そのほかにつきましても、できるだけ人の集まりやすい場所ということで、各公営住宅を回る、それとバス停で人が待ちやすい、待っていただける場所ということで、各地域の会館だったり、コミュニティハウスのところも選定しながらのコースを取り決めしたところがございます。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今言ったように、その場所というのは、例えば常盤の公住付近と言われても、なかなかわからないという部分がありますけれども、あとはこの表を見ると、いろんな、例えば銀行だとか会館だとか、そういうところはきちとしたところで何もなくてもわかることはわかるのですけれども、今言ったようなところについては、極力わかりやすいような状況というものをつくる必要があるのではないかなというふうに思っています。

それと、私、これ持っていますけれども、町政だよりの中に入ったやつですよ。違うのかな。いや、まずは。それで、こういうのであれば、例えば銀行だとかどこかに、私初め見たときに、どこが停留所か何ぼ探してもわからないのですよね。どこにあるのだろうかと、ここに書いてあるのだけれどもと言うのだけれども、紙で張ってあるところとはなかなか見ないので、普通そういうところはね。だから、そういうことを考えるともう少しやはり、その場所でいいのですけれども、きめ細かくこんなに全部要らないわけで、そこから乗る人がおりるときと乗るときわかればいい話だから、もう少しはっきりしたものを、まして高齢者が多

いから、そういうようなところにも配慮しながらやっていただければなというふうに考えております。

そんなことで、今言った中で、これからの問題多々出てくるだろうと思いますけれども、町民一人一人に耳を傾けて、よりよい方向でバスが運転できるようなことを考えていただければなというふうに思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

以上で終わります。答弁は要りません。

○議長（舘田賢治君） 以上で2番、後藤君の一般質問を終わります。

続いて、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いましてご質問いたしますが、同僚議員が、既に昨年3月、第1回定例会において、同様な質問をいたしております。しかし、改めて、教育長もかわりましたので、学習指導要領、道徳についてを伺いたいというふうに思います。

来年4月から、道徳を道徳科として教科になることを文部科学省が告示したのは、2015年の3月でした。そして、ことし3月、学習指導要領の全面改正によって、改めて教科書を使い、評価をする道徳科の授業が来年4月から小学校で、2019年、再来年4月からは中学校で行われます。小学校では、その教科書については、釧路管内は教育出版社版を使用して授業が行われると聞いております。教育長は、来年から使用される道徳教科書に、小学校の、特に道徳教科書に目を通されておりますか。そして、その教科書を、目を通されたというふうに思うのですが、お読みになって、どのように感じられましたか。率直に伺いたいというふうに思います。

教育とは、教え育てること、教育を受ける人の知識をふやしたり、技能を身につけさせたり、人間性を養ったりしつつ、その人の持つ能力を引き出そうとすることで、特に道徳教育は、国が特定の価値を決めて教えるものではないと私は考えております。子供たちの考え方や感じたことをより大きく膨らませて、保障してあげるためのものと私は考えます。しかし、子供たちは、来年からこの教科書で授業を受け、評価されるのです。国語や算数のように答えが出せるのと違って、個人個人の価値で判断するものに対して、どのように評価するのでしょうか。子供たちが評価されること、子供たちを評価することを、教育長はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、伺います。

どの教科書にも、よい教材と、問題があると思われる教材はありますが、道徳教育に当たっては、子供の考え方や感じたことをより大きく膨らませて保障してあげるためにも、授業を担当だけの担当ではなく、また、各学校一体のものではなく、教職員の皆さんで論議をする時間も必要と考えますが、いかがでしょうか。

しかし、一方では、それらについては教職員の長時間労働の勤務実態が明らかになっている中、教職員の負担増になるのではないかと危惧をされますが、大丈夫でしょうか、伺います。

道徳教育に当たっては、道徳教育推進リーダー教師を地域に配置するとなっていますが、これは別に教職員を地域に配置するということなのではないでしょうか、伺います。

文部科学省は、2015年3月の学習指導要領の一部改正をして、道徳を「特別の教科 道徳」

としていますが、この「特別の教科 道徳」とはどんなものなのかも伺いたいというふうに思っています。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 9番、鈴木議員の道徳教育についてのお尋ねにお答えいたします。

初めに、来年度から使用する小学校用特別教科道徳の教科用図書についてのお尋ねですが、さきの定例町議会で行政報告をしておりますが、第13教科用図書採択地区教育委員会協議会で選定しており、私もその委員として携わっており、その内容については承知しているところであります。

その教科用図書については、主体的な学習への意欲を高めるよう工夫されていることや、ほかの教科や学校行事との関連、地域性等を考慮した教材を多く取り上げております。また、学習の手順等、児童の発達段階を考慮し、児童の発想を引き出すよう工夫されていることや、いじめや情報モラルなど今日的問題も取り上げ、児童が身近な問題として考えられるよう配慮されていると思います。

次に、道徳の評価についてのお尋ねですが、道徳教育において育成を目指す道徳性は、児童生徒の内心の自由に委ねるものであり、特定の価値観を押しついたり、言われるがままに行動するように指導したりすることは断じてあってはならないと考えております。つまり、一定の価値観の理解について評価するということではないということでもあります。

道徳科の評価については、文部科学省の通知で、観点別評価や他の児童生徒との比較ではなく、個人内評価として見取ったことを記述により表現する評価、個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえ、道徳科の学習を通じて多面的、多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値を自分自身とのかかわりの中で深めようとしているかどうか注目すると述べられております。つまり、学習状況及び道徳性に係る成長の記録が道徳科における評価となるものであります。そのために、現在、各学校においては、道徳科に係る校内研修を充実させているところであります。

次に、教職員が議論する時間が必要では、また一方、その教職員の負担増になるのではとのお尋ねですが、今後は道徳教育の全体計画、道徳科の年間指導計画などの作成に取り組むこととなり、道徳教育は学校全体で取り組むものであります。その計画等は、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師が中心となり、協働体制によって取り組むこととなっておりますので、決して特定の教員に負担がかかることがないように、各学校では意図的、計画的に進めているところであります。

次に、道徳教育推進リーダーについてのお尋ねですが、この事業につきましては、平成26年度から国の加配事業として始まり、平成26年度は道内3地区で3名の道徳教育推進リーダーが配置されました。そのうち、釧路市立釧路小学校には、平成26年度から平成28年度までの3年間配置されております。平成29年度については、道内の渡島と上川地区に1名ずつの配置のみ

で、今後の配置については決まっております。

最後に、「特別の教科 道徳」についてのお尋ねですが、道徳の教科化に当たっては、中教審の答申に「特定の価値観を押しついたり、主体性を持たずに言われるがままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育の目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」とあります。これまでも、道徳教育は道徳の時間をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて行うものとされてきておりましたが、これまでの道徳時間を「特別の教科 道徳」とすることによって、いじめ問題への対応の充実や、発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとすることや、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることを目指したものであり、教科化によって児童生徒の内心の自由が侵されるものではないと理解しており、平成27年3月にこれまでの道徳時間を「特別の教科 道徳」と位置づけるため、学習指導要領等の一部改正を行ったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今、お答えをいただきました。

特に、昨年3月の第1回定例会においても、評価の問題を同僚議員がご質問いたしておりました、同様のお答えをいただいているかというふうに記憶にあります。それで、私は、やっぱり評価というのは、先ほど質問の中でも述べましたが、答えが出るものに対してどうという段階別評価といいますか、そういうものがつけられるというふうに思うのですが、道徳に関しては、先ほど教育長が述べたように内心の関係とか、いろいろありまして、本当に評価というのはつけづらいというふうに私は判断しておりますし、結果としてこの授業は担任が担当するということだと、その担任の教師が個々の評価をつけるという、そういうふうに私は捉えるのです。そうすると、それぞれの先生方、一生懸命されている先生方、特に先生にも非常に大きな心の負担というのが出てくるのではないかなというふうに思うのですが、その辺を伺いたいというふうに思います。

それから、さらに、来年から使われる小学校の道徳科教科書というもので教えられたのですが、「みにつけよう れいぎ・マナー」というタイトルで、教科書の中でおじぎの説明をさせているというか、それも3段階のおじぎがあるというふうに教えをするのですね、これ。それで、挨拶の気持ちを体の動きであらわしたのがおじぎです。相手を大切に思う気持ちや感謝の気持ちなどで心を込めておじぎをしましょう。当然だと思のです。しかし、おじぎの仕方では、立ちどまって相手を見る、視線を下に向けながら背筋を伸ばしたまま体を傾ける、体を起こして相手を見る等々、教科書に書かれているのです。私は、挨拶というのは当然目を見て、そしてご挨拶するというものなのですが、このことを子供たちは、特に1年生の教科書です。理解できるでしょうか。そんな思いでこういうことを評価するというのがいかなものなのかなと、主事は教師の経験者ですので、その辺もされる子供たちも、あるいはする教師さんも本当に大変な思いで評価されるのだなというふうに感じるものですから、もう一度評価については伺い

たいなというふうに思います。まず伺います。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

児童生徒の評価についてですが、議員がご承知のように、学習指導要領では数値的評価はしないということになってございます。評価は児童生徒の学習状況、それから道徳性に係る成長の様子を継続的に把握すること、それからほかの児童生徒との比較ではなくて、一人一人がいかに成長したかを積極的に受けとめながら、子供たちへの励まし、そういったものをするような形になってございます。国において、基本的な考え方に従って、それぞれ記述、数字でありませんので記述的な部分で評価することになってございますので、そういった部分では、特に評価については問題はないというふうに考えております。

あと、実際の教員の方々の評価に当たっての負担という部分の考え方でありませけれども、実際にその部分では、これまで各学校において道徳における研修会等、校内研修あるいは管内研修含めて、特別な研修会を含めてそれぞれ進めていますので、そういった状況ですので、今後について校内で中身を検討しながら、校内全体としての形を進めていくというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと。

あと、具体的な部分の、挨拶の部分についての補足説明について、指導室のほうから現場の部分での説明をしていただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 指導室長・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） ただいまの質問にお答えいたします。

教科書の中身についてのお話でしたが、道徳の時間につきましては、他の教科と異なりまして、答えが導き出せるという、導き出すという授業をするわけではございません。ですから、教科書の内容について教えるという形の授業ではなく、道徳科の教科書に出てくる内容を切り口にして、一人一人の中にある心情を豊かに育てていく。ですから、ここに書かれているとおりのことをしなさいという授業づくりではなく、そこに書いてあるのは一つの学習の切り口であって、自分だったらどうしたらいいだろうか、自分だったら、例えば大人と会ったときに、小学1年生がどうやって挨拶をすると自分の気持ちが伝わるだろうかとか、友達同士で会ったときにどんな挨拶をしたら伝わるだろうかというのを、まずは題材を通して自分の中に1つ価値観を見出します。その後、クラスの仲間と一緒にいろいろと議論をしていくうちに、いろいろな価値観に一人一人が気づくことによって多面的、多角的な考えが生まれ、それを最終的にもう一回自分の中にかみ砕いた上で、自分の中にあっただけの価値観がどう変化していったのかというところを、1年間道徳をやるのですけれども、それを35時間積み重ねていくわけです。それで、大きくりな評価というのは、1年を通して子供の中で、その一人一人の子供の中でどのように心が育っていったかを肯定的に捉える個人内評価というものを、学習状況及び道徳性に係る成長の記録ということで積み重ねていって、一人一人を適切に評価してあげる、子供たちの次に向かっていく意欲づけになるような評価をしていくというところで、

各学校においては、今、計画段階で議論をしているところでございます。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 教科書内容を切り口としてということで、全て教科書どおりにはしないということで、正直言って安心はしています。それで、質問の中にもありましたように、やっぱりよい教材とか不安な教材とかというのは先生も主事もご存じだというふうに思うのですが、やっぱり心を育てるのであれば、教職員皆さんとも議論をしながら研修しているということもおっしゃいましたので、担任一人に任せるのではなくて、やっぱり教職員皆さんでそういう豊かな子供をつくり上げるといいますか、ただ、文科省は、いろいろな資料を見ていると、ちょっとクエスチョンなところがたくさん出てきているのですよね。だから、その辺をぜひ教職員の皆さんで議論をしながら、教科書といえますか、道徳の心を育てていくというので、心というのは個人個人で違いますよね。私も性格が違えば皆さんも性格が違うのと同じで、ですから先ほど評価はできづらいと、記述だということですが、ぜひ本当の、本当のという表現はいかがかかわからないのですが、子供たちが心豊かに育つような道徳の持っていく方をしていただければありがたいなというふうに思います。

そして、先ほど道徳教育推進リーダーが、現在のところことしは渡島と上川ということですが、教育長の答弁の中で先ほど推進教師をと言いましたよね。それと、このリーダーというのは違いますよね。その辺をもう一度確認しておきたいというふうに思いますが。

○議長（館田賢治君） 指導室長・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、道徳教育推進教師は、これはもう法的に根拠がありまして、各学校に1名居続けなければいけないということになっておりますので、全ての学校において、それぞれの学校の道徳教育の推進の中心になる先生というふうにして位置づけられております。ですから、今、各学校では全体計画をつくっていると思うのですが、校長先生のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師が中心となって、各学校、道徳教育の全体計画を、今、作成しているところであります。

道徳教育推進リーダーにつきましては、教育長の答弁にもありましたが、道内では平成26年度から加配事業というところで行っております。この道徳教育推進リーダーについては、主な役割としては、平成26年、27年については、主に自分の所属する学校の研修推進のために尽力をしてくださいということで、釧路では釧路小学校にリーダーが配置されていたのですけれども、釧路小学校の道徳教育を、まず基盤をしっかりとつくるために、2年間、推進リーダーが中心となって行ってまいりました。そして、28年度になりまして、これまで学んできたことを広く発信するという目的に変更されまして、昨年度、釧路市内約10数校で研修の協力ということで講師として派遣をされ、釧路市内の各学校において道徳の授業づくり、評価についての講師を務めてきたというふうに伺っております。

ただ、標茶町では、実際の活用の実績がないというふうに伺っておりますので、その点につ

いてご理解いただければと思います。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） それでは、主事が前段述べた推進教師というのは、今、配置されている教師の中で推進教師と1人を位置づけして、その方が道徳に関して中心になって各担任の先生等に指導するというか、そういう形が、要は文科省で言う道徳教育推進リーダー教師を地域にというのとは完全に違うという理解でいいのですね。

○議長（館田賢治君） 指導室長・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） お答えいたします。

今、おっしゃられたとおり、推進教師と推進リーダーは違うものであります。それで、推進教師を位置づけなさいというふうになってから、毎年のように、道徳教育推進教師研修というものが全道でも、管内でも行われておまして、必ず参加することになって、そこで道徳教育の基盤づくりについての研修を受けて、各学校にその先生方が持ち帰り、学校の実態に合わせて全体計画をつくると、その中心を担うというふうになっております。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） それでは、推進教師というのは、校内全体で1人とすれば、その先生というのは、担任を持つとか持たないとか、そういう状態が考えられますよね。例えば、1年生から6年生までいますから、そのほかに配置計画で教師が決まっていますから、多くの教師がいるわけでもありませんから、そうすると、この推進教師に当たった方というのは、先ほど述べたように負担増になっていくのではないかなというふうに考えるのですが、その辺はいかがですか。

○議長（館田賢治君） 指導室長・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） お答えいたします。

負担増になるのではないかというお話なのですけれども、まず、各学校の実情からいきますと、担任の先生が道徳教育推進教師になっている学校もございまして、フリーの先生が当たっている学校も、規模によってそこは変わってくるところでございます。研修に年間に1回、2回出ることがあるのですが、基本的には長期休業期間中、子供が学校に来ていない期間を研修に充てるという方向で、できるだけふだんの授業には支障がないようにというふうな組み方がされております。

それと、道徳教育推進教師1人で全てをやらなければいけないわけではなくて、やはり学校の中で分担をするというところが必要なわけでありまして、おおむねどの学校も道徳教育推進教師は校務分掌の中に位置づけられて、そのうちの1人が役割を担うというふうになっておりますので、まずもって校務分掌の中で連携をとる、また、学年主任との連携をとるというような形で、みんなで広く分担をしながらやっていくということで、1人に偏った業務が行くということは、各学校工夫していますので、そういうことはないというふうに押さえております。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 最後に、特別の教科の特別とはということで教育長からご答弁がございましたが、私が伺っているのは、あるいは文科省が文書で出しているのは、特別の教科の特別とは、筆頭教科として他の教科をコントロールする役割というふうに、私がいただいた資料にはあるのですよね。それで、教育長は筆頭教科なんていうふうにお答えになっておりませんから、私の資料との食い違いがあるのだなというふうに思うのですが、その辺もう一回確認をしておきたいと思い、私は筆頭教科、他の教科をコントロールすると、これはどういう意味なのかなと思い、それで、どういうことですかというふうにご質問をしたわけなのですが、その辺、位があって普通の教科よりも筆頭教科だから上なのだというふうにも聞かされておりますから、私の思いが違っていれば訂正をいたしますが、教育長、もう一度その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） ただいま、鈴木議員の筆頭教科の部分について、きょう初めて耳にしたところです。私自身もその部分については情報は一切来ていませんので、そういう認識はございませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 教育長のほうからは、筆頭教科という認識はないというお答えをいただきましたので、正直言って安心をいたしました。ぜひ、道德に関しては、点数とかではなくて、本当に子供たちが元気に、より健やかに育てるような教えをしていただければというふうに思いますし、これは何ほ文科省の教科書だといえ、教科書どおりに道德はいきません。ですから、その辺を教師の皆さん、十分に認識はされているというふうに思うのですが、そのところをぜひ教師の皆さんにもご認識をしていただくようご指導をお願いしたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（館田賢治君） 指導室長・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） 大変、身の引き締まる思いになりました。議員のおっしゃるとおり、先生方と共通理解の上に立って子供たちを育ててまいりたいと思います。ありがとうございました。

（「終わります」の声あり）

○議長（館田賢治君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終わります。

続いて、1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 議席番号1番、櫻井一隆であります。

答弁を求める者は、標茶町町長でございます。

件名につきましては、「憩の家かや沼」の経営現状と今後の見通しについて伺うものであります。

私もここで何度もこのことについてお話ししたので、枕言葉になるところは削除させていただきます。直接質問に入らせていただきます。

1つ、公社として、きょうまでどのような経営改善を行ってきたのか、その結果として11月末日までの収支状況はどうなったのか、第40期計画では収入計が1億235万円、当期利益は45万円となっているが、現実、実現の可能性はあるのか、また、現在の債務状況につきましてはどのようなになっているのか説明をしていただきたい。

2つ目でございます。町民の税金に頼らない経営改善策は見出せたのでしょうか。それとも、金銭の不足が生じたら町民の血税の投入を今も考えているのか、説明を求めるものであります。

3つ目、憩の家かや沼に町職員が4名の交代でサポートに入っている、そこで実働しているのが見受けられるわけですが、29年の4月1日から11月末までの延べ人数は何人になるのか、また、その人件費は時間外労働を含め幾らになるのか示していただきたい。

また、この状態は標茶町職員研修規程に反するのではないかと、私はこのように思うのですが、町長の所見を伺うものであります。

4つ目でございます。平成29年9月の定例会において「無期限の入浴優待券」はないとの答弁であったが、この答弁は私としては大変疑問が残るものであります。いま一度調べ直してから答弁をしてはどうか、今でもまだないと言われるのか、説明を求めるものです。

5つ目でございます。平成30年3月31日で標茶町観光開発公社での指定管理者が終わるが、町長は今後もこの会社と指定管理を結ぶ考えでいるのか、これをお伺いしたい。

以上5点でございます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の「憩の家かや沼」の経営状況と今後の見通しについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の11月末までの収支状況と債務超過になっているかとお尋ねであります。11月末は現時点では確定しておりませんので、過日、公社の監査を終えた9月末の状況で報告をいたします。売上高は4,403万3,000円で、販売管理費等を差し引くと75万円の経常損失となっております。債務超過については549万2,000円となっております。第39期決算時と大きな変化はありません。

次に、第40期計画を達成できるのかとお尋ねは、本計画は株主総会において報告をさせていただき承認を得たものであり、その達成に向け最大限努力しているさなかでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目のお尋ねであります。公社として最大限の経営努力を行うことが前提となりますが、安定した経営の軌道に乗るためには一定の支援は必要と判断をしております。

3点目の職員のサポート体制について、勤務については、11月末は集計前ですので10月末で報告をいたします。外勤は4名で、4月から10月までで328日となっております。時間外勤務は4月から10月までの総時間で1,400時間となっております。時間外手当は約403万5,000円となりますが、人件費総額については算定しておりません。

また、研修規程に反するのではないかとのご指摘ですが、9月定例町議会で議員へ答弁した

とおり、町有施設管理や第三セクター支援の業務としてかかわりがあることにより、対応に当たっております。

なお、早い時期での公社の経営を正常化し、職員体制を整えた上で、可能な限り解消に努めてまいりたいと考えております。

4点目の期限のない入浴優待券とのご指摘ですが、期限のない入浴券の存在に関しましては、さきの定例会においてなかったとは申し上げておらず、どなたが利用されたか確認するすべがなく、期限の記載がないとしたならば事務的なミスであり、これから先は改善したいとお答えをし、現在は改善をしております。

最後のご質問にお答えしますが、将来的には民営化も選択肢と考えておりますが、現時点では観光開発公社との指定管理を継続したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 公社としてどのような経営の改善策を行ってこられましたかということをお聞きしたのですが、どのような改善策を行ってこられたのか、ちょっと答弁漏れがあったのかと思うのですが、答弁してください。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

経営の改善策ということでございますが、それにつきましては、今、現有勢力の中で最大限営業できる体制を整えてきたということと、また、もう一つは、宿泊の予約につきましても新たな方法を構築いたしまして、それによって、対昨年比では6月以降で昨年比を上回る実績が宿泊としては上がっておりまして、それなりの効果が出ていると思います。そうのように、PRを含めまして進めてきたというところでございます。

（「議長、ちょっとはっきり聞こえないのですがね」の声あり）

○議長（館田賢治君） 副町長、もう一度答弁してください。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

今、現有勢力の中で最大限できる営業の努力を進めてきたところでございますけれども、1つは、宿泊につきましても、ここ数カ月、10月、9月、8月、7月、それにつきましては、昨年の宿泊数を上回るところでありますけれども、これにつきましては、宿泊の予約の方法を変化させまして、それらについての効果があらわれてきたというふうに思っているところであります。それらを含めまして、今、現状できる営業努力というものにつきましては、役職員を含めまして一丸となって進めてきたところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 現状の宿泊については、数カ月けれども前年度を上回っておるというお話でしたが、その変化させたというお話もございましたね。どのように変化させ、それが

前年同期を上回るような数字になっていったのか、具体的に示してください。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

ネット予約の方法につきまして、新たな場所を設定いたしまして、そういうような効果があったらわかれたものだというふうに判断しているところでございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） それでは、ネット予約においてどのくらいふえたのですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 恐縮です。ただいま、資料については手元にございませんで、確認した上でご説明したいと思いますが、ネット予約、昨年との対比で何件、何人ふえたかという数字については出ておりますけれども、それについては後ほどお答えしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） それでは、この件については宿題として、次ですね。

何か数字を見ますと、だんだん数字が小さくなっていっているのではないかと思うのです。何が小さくなっているかという、29年度の長期計画、これは出されて1回否決になった、その数字を見ると、1億266万円の総売り上げを見ておった。それで、総会の、総会というのは憩の家かや沼における総会における40期見通し、今年度の見通しについては1億235万円で、今の9月についても440万円、こういうふうにだんだん小さくなるのですけれども、これは9月末ですから途中の数字だと思うのですがね。それで、何か最終的には7,000万円、8,000万円台になっていくのではないかというような気もしないではないのですけれども、そこらについてはどのような見通しになりますかね。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

今、現状で公的に出している数字というものが今のところないものですから、そうとしか言いようがないですけれども、例えば販売売上高、先ほど町長の説明で9月末ということでご説明申し上げましたが、これが今現状の部分であります。ただ、それが月割りしていったときに少なく感じられたという部分があるとすると、歳入部分もそうですが、販売管理費についてもその分で並行して落ちているというふうに推移としては見ているところでございます。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 宿泊の実績についてお答えいたします。

9月末現在で2,903人、対前年に比べて327人の増となっています。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 総括に入らないよう気をつけてはいるのですが、どうしてもそういうふうになるのですが、これから、きょうも雪降ってしまって、これからだんだん寒くなるのですが、この寒さに向かって閑散期になってくるのではないかと思うのですけれども、そこらに

ついでに新たな施策というか、経営の方針みたいなものはもう既にお持ちなのではないか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

一般的な、これは標茶町だけではなくて、観光地含めて11月からについては閑散期ということになってございます。その中では最大の魅力であります、やはり道後温泉と肩を並べるような泉質の部分、それらをPRしながら、温かいおもてなしも含めて集客に努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ぜひ、今、副町長がおっしゃったようなことを一生懸命やって、数字が尻すぼみにならないような、そういう方向に持って行っていただきたいもんだと思うのですね。

それで、2つ目の質問で、税金の投入、血税を入れるのですかというお話をさせていただきました。その答えとして簡単に申し上げれば、必要だよと、こういうお答えだったと思うのですよ。そういう必要ということならば、前回も何回も、何度も私も申し上げましたけれども、経営管理、会計の責任は誰にあるのか、そこらを明確にしていきたい。何回も言っています。そこらをちょっと明確にしていきたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何度もご質問をいただいております、私としては何度もお答えをしていると思うのですけれども、経営の最終責任は取締役会の代表取締役であります私、町長であると、そのことは申し上げておまして、今まではやはり取締役会の集団の中で協議をして、決定をしてきて、例えば普通の会社のように誰々が会計責任という、そういう認識はしていなくて、取締役会として対応してきたと、そのように考えております。

ただ、そのことがやはりこれから先の問題として、意思決定の、例えばの話ですけれども、書類の決裁上にどういう形になるのか等々もありますので、これから先の役職等々については今後の課題となりますけれども、具体的に一般的な会社組織のような形の中で決裁のルール等々についても明確化してまいりたいと思っております。

ただ、これ、去年の12月のときに明確に答えなかったのがということを言いますけれども、私、たしかその答弁の中で、町長が社長として責任を持つということは申し上げておまして、この間、議員がどのように理解されているかは別にして、最終責任は社長である町長ということで何度もお答えをしておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 経営については今の経営者、その人たちが総がかりで全責任を持っていく、経営についても、管理についても、会計についても、その取締役が責任を持ってやっていくのだと、そしてまた、一般の会社のようにルール化してきちっと経営をやっていくのだと、そういうお話でよろしいでしょうか。再度確認したいのですが、間違いはないですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） はい、そのように私は考えております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） これも、町長も何度も同じことを申し上げたと言うので、私も何度も同じことを申し上げるのですが、前回はその12月の1,000万円の時には、なぜこの1,000万円が必要なのか、誰に貸すのだという話のときに、充て職という言葉が出たのですよ。充て職であるがゆえに云々かんぬんということでちょっともめたのですがね、今度は充て職ではないということをここで明確に否定された。全責任は、充て職はなく一般会社と同じようなルールに基づいてやっていくのだと、こういうことでよろしいですね。充て職はないと。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 充て職という、そういう一般的な概念の中で、ただ、この公社の設立から、私、何度も、これもまた何度も最初からご説明を申し上げますけれども、平成11年に町長が社長となって公社をやっていくというふうになったときに、各団体、株主の皆さんの団体の中からしかるべき人を選抜していただいて、取締役役に就任してもらった。そして、標茶町としても町長が代表取締役社長となり、当時は助役ですけれども、助役が副社長となり、そして担当課長が専務取締役となるということでやってきたというのは事実でございます。だから、充て職という考え方を議員がどのような意味で定義されるのかは別にしても、そういった流れの中でやってきたというのは事実でありますし、これから先どうなるか等々については、今後の取締役会なりで決定されることでありますけれども、私が先ほど申し上げましたのは、例えば決裁権限を今までは常務取締役である支配人に、ほとんどが支配人が持っていたということ、それをやはりもう少し明確な形で、例えば普通の会社組織のように、常務であればその上にどなたがいるか、副社長、社長という形になるかと思っておりますけれども、そういった形のルールを明確化にしたいということで申し上げたので、充て職ということに関して言うと、私の申し上げたこと、いわゆる公社の設立経過等々が、これは私は一般的にそういった概念ではないのかなと思ったので、そういった言い方をしてきたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） この充て職の解釈については、さまざまできるのかなと。だけれども、私の考えている充て職と町長の頭の中にある充て職というのは温度差があるなど、こういうことは十分感じられましたので、わかりました。

それで、税金の投入も、これはやむを得ないということも理解いたしましたので、これは後からいろいろな形で出てくると思うのですけれども、大事なところなので。

次、3番目の憩の家かや沼に行っておられる職員の、この労働実態について違法性があるのではないですかと。そして、その延べ人数においては、328日ですか、結構出ておられるというようなことで、本来ならば憩の家の職員のごたつきがなかったのですね。正常な勤務がなさ

れておったであろうと思うわけですよ。それで、支配人がやめたり、それに伴って何人かの人間がやめたり、結局、憩の家を運営するに当たって人が足りなくなってしまったのですよね。それで、機能を円滑に回すためには、どうしても人が要ると。それで、新たに募集すればいいのではないかといっても、なかなかうまくいかんし、金もかかるということで、町の職員をもってして、この人件費等については町のほうから出ていくわけですよ。ですから、片や憩の家は非常に人件費が発生しないから楽になるという構図なのです、私の目から見ればですよ。これは、経営が楽になるということは経費削減ということですから、一石二鳥というのかな、ちょっと表現もおかしいのですが、そんなように私は受けるのですよ。

それで、なぜ、違法性があるのではないのかなということをするのは、これは標茶町職員の研修計画というものがあるのですよ。ここに28年度の計画書もあるわけですね。そういう中で、この標茶町職員研修計画なるもののどこを見れば、この憩の家かや沼に派遣できるということが書いておるのか、ちょっと示してください。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 職員研修の話になりましたので、私のほうから答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、お手元にある職員研修計画の中には、公社への派遣、研修という言葉は出てきておりません。それで、この間、企画財政課長あるいは町長、副町長が答弁している中で、業務として行っているという答え方をさせていただいております。研修担当の総務課としても、かや沼にサポートに入っている職員については、研修という形で行かせておるという認識は持っておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） サポートであって研修でないと言いましたか、今。もう一度。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

研修ではなくて、企画財政課の本来業務として行っているというふうに研修担当としては理解しております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） いや、これ、困ってしまったですね。こういう職員の研修ということでなく本来業務となると、本来業務と言いましたよね。となると、あそこは本来業務からいけば町がやっているということですか、本来業務と言ったのですからね。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

今、本来業務と言いました、かかわりの部分でありますけれども、町の事務分掌規則によりまして、商工労働係につきましては「公社等の育成に関する事」、また、観光振興係については「観光施設の整備及び管理に関する事」等がありまして、それらに基づく側面支援とし

て伺っているところであります。この中で、もしこれが商工労働係または観光振興係の業務を全て免除して、そちらのほうに行って業務を行っているというふうになれば、これについては課題となるかもしれませんが、あくまでごく一部の業務支援ということで伺っておりますので、先ほどありました事務分掌に従った形の側面支援というふうにご理解いただければと思うところであります。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） なかなか理解できないのですよね。なかなか理解できない。一般の職員は、課長も含めて、朝から定時まで働いて帰られると。だけれども、この憩の家に携わっている人間は、それからまた交代要員として、8時間労働で向こうは帰るわけですから、憩の家かや沼観光、会社だか株式会社だか知らんけれども、そこに町職員はまた走って行かないとならない、業務が5時に終わってから。それで、終わるのは何時ごろかといえば、大体9時ですわ。それで、何だかんだやって10時でしょう。それが職員の本当の職務なのですかね。職務命令だから、これは服務規程あるわけですから、行かざるを得ないわけですよ。発令するほうは訓令として出すからいいのかもしれないけれども、受けるほうは非常に大変だなと思うわけです。それで、こういう研修の基本方針とか、研修の種類とか、いろいろ聞こうとしたのですが、研修ではないと言うものですから、これまた困ったものですね。

それで、本来、町観光係の職員がやるということは、例えば、一部マスコミにしか流れていないのですが、クラシックカー、これが標茶の多和平に来た。これは札幌を起点として、ぐるっと回ってまた札幌に帰っていくという、道東をめぐるそういう、1,100キロですか、トータルで。クラシックカーですから、もっと簡単に言えば古い車なのですよ、こういう古いような車。それが北海道を何回かに分かれて走ってくるわけですね。それが中標津の展望台を見て、そして標茶のまた多和平に来られるという。非常に感激して帰っていかれた。なぜ感激したかといったら、こういうことをちゃんと課長以下職員が、この日はすごく暑かったのですよ、7月8日ですから非常に暑かった。にもかかわらず、標茶の旗を持って、そして標茶のPRのために汗だくになってやってくれた。大変皆さん感激して帰っていきましたよ。あるいは、町長も来られた、ご家族を連れてこられたあの多和平でのカントリーフェスタ、これもやっぱり町職員の方々が盛り上げるために一生懸命努力してくれている。私は、これが本来の町職員の姿だろうな、町民の公僕としての本来の姿はそのような形ではないのかなと。早くそういう町民のための職員であるべき姿に戻ってほしいと僕は思うのですよ。

これ、まだ続けるのですか。いつごろまで続けようとしているのか、お聞きしたい。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、議員ご指摘になった部分、重要な任務だというふうに思っていますし、先ほど言われましたように、事務分掌内にある用務についても、これもまた任務と言えば任務であります。

ただ、前段、町長が冒頭お答えしましたように、公社の経営を正常化し、職員体制を整えた

上で、可能な限り解消に努めてまいりたいというふうにお答えしましたけれども、できるだけ早くに、これについては解消を目指していきたいというふうにございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 人の派遣、これは5番目にあるのですけれども、そこに関連してくるのですよ。来年度、3月31日でこの公社との契約というか、そういうものが切れるわけですね。そして、再委託するののかということでもありますけれども、これについては再委託ということなのでしょうね。だったら、ここまでがタイムリミットとして考えてみてはどうですか。町の派遣はここまでがタイムリミットだと、3月31日でもう正常な形に戻してやるぞと、そういうことはどうですかね、考えられませんか。まだこの後も再委託をした場合、この以降も職員を派遣し続けるという可能性はあるということなのですか、どうですかね。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほどありましたように、ちょっと重複するかもしれませんが、業務として任務に当たっているところでもありますけれども、その中で先ほどありました人材確保も含めた公社の経営を正常化した上で、これは人員確保が必要になりますので、そのような体制を整える努力についても当然やっていく話だと思っておりますけれども、それらの職員体制を整えた上で早目に解消に努めてまいりたいということでもありますので、一つの節目といいますか、時期的な節目というのはそこかもしれませんが、それらの体制を整えるというのが、まず一義的に進めなければならない部分だと思っておりますので、そちらに全力を傾けていくということをございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今のことを、どうか池田町長並びに森山副町長は、標茶町観光開発公社社長池田裕二さんと副社長森山豊さんにこのことをお伝え願いたいと、こう思います、私はですね。やはり職員の正常なる勤務をうたってやらないと、これはまずいなと、町民のためにもならないし、また、職員のためにもならんと、こう思います。

それで、飛ばしてしまったのですけれども、この4番目の無期限の入浴招待券、これはないとは言わんけれども、事務上の、経理上というか、手続上のミスで生じたもので、なかなかきちっと把握できないということですが、何回調査されたのですか、あれ以降。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

ちょっと回数については手持ちに資料がございませぬけれども、ただ、回収した券の中で、そういうような存在というものの確認をさせていただいたというところをございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） なかなか調べようがないというのだったら、私は、調べられるような資料を持っておるのですよ。これは開示してもいいのですが、プライベートな部分もあるので、議長、この取り扱い、どうしたらいいですかね。暫時休憩もらっていいですか。

○議長（館田賢治君） これは一般質問だから、一般質問としての質問を続行して。今、そのの……。

ちょっと休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時55分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） この4番目については、私も確たるものがあるので、それをもとにもう一度調べていただきたいなど、こう思います。どうですか、そういう気持ちはございますか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

そういう部分では、入浴優待券の中で期日が入っていないという部分については、枚数の確認といたしますか、あることは確認をしておりますけれども、そういう部分では、再度そういうものについての存在はもう一度確認はいたします。

ただ、この間もお話ししましたのですけれども、それらの課題があるとすれば、事務的ミスも含めて、今、平成29年度に入ってからでは連番を振る、それから内容の確認をする等がありますので、一切それらについてはないというふうに思っているところでございます。それで、過去の部分の確認についてはできる限りしていきたいというふうに思います。それらについての状況の確認はできるというふうに思いますので、それらについての対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 29年、いろいろな問題が発生してから、この入浴券については自販機の導入であるとか、あるいは食券なども自販機の導入、なるべく現金を直接いじるようなことのないような、そういう改善努力をされているということは大変よろしかったなど、こう思うわけでありまして。これは、こういう事態になる前に早く改善措置をとるべきだったなど、これも一つの経験として前向きに活かしていただきたい、そしてまた、この変な、接待交際費の中の一部分にそんなものが入るような、そういうことのないような経営になっていくことを願いながら、私のこの上のほうの1問目は終わらせていただきたいなど。それで、必ずこの継続は、調査はしていただきたいと、こう思います。

2つ目でございます。

これ食肉加工施設の推進、この状況、今はどうなっていますかということでお伺いするものであります。標茶町を流れる河川については……

（何事か言う声あり）

○1番（櫻井一隆君） いいですか。

2番目の食肉加工施設の推進状況について、標茶町を流れる河川については、漁業関係者等の理解を得ることがなかなかできなかったと。それで、何回か交渉したのですけれども、一部断念ということになったのですが、我が町の町長の公約でもあるのですね。一日でも早い着工を町民は望んでいるので、そういうことを踏まえて2つ質問させていただきます。

まず1つ目、下流域の関係機関及び漁業関係者との協議はどこまで進んだのか伺うということが1つ、もう一つは、国及び道の補助についてはどのような話となっているのか説明を求めらるるものであります。この2点についてお伺いしたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の食肉加工センター建設の進捗状況についてとのお尋ねについてお答えをいたします。

1点目の下流域関係機関及び漁業関係者との協議はどこまで進んだのかとのお尋ねであります。これまでの定例会においてもご説明させていただいておりますが、食肉加工センターから排出する排水に対して、環境への影響や将来的な不安などから漁業関係者の同意がいただけず、建設地決定、建設着手に向けて時間を要しているところであります。今現在も建設予定地決定に向け、課題解決を進めているところであり、標茶町内での新たな候補地選定とともに、これまで下流域関係者が懸念している排水方法についても再検討し、直接河川に排水を放流しない方法において、整備検討委員会や関係者との協議などを重ねながら進めてきているところであります。また、下流域関係機関からのアドバイスなどもいただきながら、漁業関係者の同意に向けて協議を続けているところであります。

次に、2点目の国及び道との補助についてどのような話となっているのかとのお尋ねであります。1点目のお尋ねでお答えしたとおり、建設地決定が行えていない状況下でもあり、建設着手に向けたスケジュールも立てられないところであります。これら課題が解決されることを前提に、活用できる交付金制度や補助金制度の情報収集、活用に向けた事業要件の確認、それに向けた事業計画の策定を進めております。当面、平成30年度からの事業着手、その年度からの事業採択に向け、課題が解決できた場合にはすぐに国や道との協議を進めていけるよう準備をしているところであります。その協議を経て、事業要件が整っているのかなどが審査をされ補助採択となる流れでありますので、現段階で約束されているものではないことをご理解を願いたいと思います。

今後におきましても、根釧と畜場・食肉加工施設整備検討委員会での議論を踏まえ、議会を初め、関係する機関との緊密な連携により、建設に向けて最大限の努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を願います。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） この件は前回も同僚議員が同じような質問をし、同じような内容の答

えをいただいて、同じこと、同じこと、この繰り返しで今日までずっと来ているわけですね。それで、話によれば、きのうあたり、この漁業関係者との話し合いが持たれて、何か答えが出そうなのも聞いていたのですが、そこらはどんなふうになったのですかね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

漁業関係者の方から整備検討委員会の河村会長に向けてある程度のお答えがあったかということは報告を受けておりますが、それについてどうする、こうするについては、たしかきょう組合長会が開催されておりまして、その中で検討されているものと、そのように私どもは認識をしております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ということは、きょう大体その方針というか、結論が出そうだというふうなことなのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） そのような簡単な問題ではないと私は認識をしております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） これは相手があつての交渉ですから、なかなか大変なことはわかるのですが、町長も公約に掲げられて、あと残すところ10カ月、こんなもう時間となってきたわけですよね。非常に色あせてしまうのではないかと、色あせて。情熱はあつても、なかなか前に進まない、遅々として進まないということになると、一般町民を含め、釧路・根室管内の住民は諦めかけると。セピア色というのですか、すすけてしまう。新聞が古くなるように、ああいうようなことになっていかないかなと非常に危惧するのですよ。断固標茶はやるのだと、そういう気概をいま一度示して交渉に臨んでいただきたいと思うのですが、町長はどうでしょうね、どうお考えですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほど櫻井議員から、こうやって文章にも公約、公約というぐあいに何度も何度も使われていまして、それがどういう意味なのか私はちょっと理解をしかねているのですけれども、私、ずっと申し上げているように、この問題は農協さんからの要請を受けて町として釧路管内、根室管内の畜産の振興のために必要だという判断のもとで、その実現に向けて町の任務を果たしていきたいと、最大限努力をしたいということでありまして、町としてどうこうという話ではスタートラインから違うということですね。これは議員もご理解をいただいていると思います。この間、すごい時間がかかる、色があせるとかいろいろな表現をされていますけれども、13市町村、そして11農協の合意として進めなければいけないわけです。そんなに簡単に合意がとれるわけではありませんし、時代の変化等々もありますし、いろいろな要素が絡んでおります。

ただ、1つだけ私が申し上げているのは、農協組合長会さんの要請を受けて、標茶町がその

実現に向けて最大限の努力をしますと言った時点から、私はこの施設の必要性、重要性というものに対する考え方はいささかも変わっていませんということを申し上げています。いろいろな問題、現実的な問題等々はありますけれども、ただ、その実現に向けて、これは多少の時間がかかっても実現させていくことが根釧の酪農畜産にとって必要なものだという、そういう中で、私は標茶町としてその応分の任務を果たしてまいりたい、そういうことを申し上げているということでございますので、ぜひご理解をいただいて、議員もいろいろな方面でいろいろ活動されているようでございますので、ぜひ前向きに実現に向けていろいろなご助言、また、ご支援をいただければ幸いですと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 町長の一貫した考え方というかな、それはわかりますわ。ただ、公約、公約と言うけれどもと言うけれども、公約でなかったのですかね。違いましたか。町長が前回出るときに、屠畜場の誘致、食肉加工センターの誘致ということを公約の中で掲げていませんでしたか。確認したいのですがね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

私が申し上げたのは、いわゆる農協組合長会さんからの要請を受けて、その実現に向けて最大限の努力をすると、そういうことを私は申し上げたというのは事実でございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 何か議長、事務局長、時間気になるのか。もうやめろということか。

（何事か言う声あり）

○1番（櫻井一隆君） 何か時計をいやに気にしているから、俺も気になってきたので、時計な。

なかなか相手のあることだから、町長の苦勞もわかるし、担当している常陸君も一生懸命やっておられることは、これは認めます。ただ、結果が全てでないかなと、こう思うのですよ。結果。その結果に向けていま一度努力してもらいたい。そして、刻々と世界情勢が変わると同時に日本の経済情勢も変わっていくし、人もかわっていく、考え方も変わっていくのですよ。ですから、時の流れに身を任せではないけども、余り流れ流れてどこかに行かないようにしっかりと根を張って、この問題に取り組んでいただきたい、こう思っております。このことをしっかりと各、町長初め課長も努力していただきたい、このことを約束していただけますか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何度もお答えをしておりますけれども、私が申し上げているのは、農協組合長会さんの意向を受けて、そのことが本町にとっても必要、根釧の酪農畜産にとっても必要だから町としての任務を果たすと申し上げているわけで、あくまでこの計画の主体は農協組合長会さんであります。だから、その方たちが今後も何とか実現に向けて努力していくということであれば、私はずっと申し上げているように最大限の努力をしますし、それと、13市町

村の、いわゆる連携を図りながら進めていくということに対しては、いささかも変わっておりません。ただ、あくまでこの計画の主体は農協組合長会だと、これがスタートラインでありますし、それ以下でもなければそれ以上でもありませんので、ぜひそのことはご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） これ以上、堂々めぐりしていても時間ばかりたつので、ここらでやめますけれども、ただ、町長、やっぱりみんな焦っているのです、早く実現してほしいなど。我々町民が失望することのないよう、どうか標茶町町長として、ここの産業基盤、酪農であるということのを頭にたたき込んで、これからも鋭意努力していただきたいと、こう思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。以上です。

○議長（館田賢治君） 以上で、1番、櫻井君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎報告第7号

○議長（館田賢治君） 日程第7。報告第7号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 報告第7号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成29年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分でございます。

内容につきましては、9月28日に衆議院が解散されたことに伴う衆議院議員選挙執行に要する経費の補正でありまして、補正額は1,158万9,000円の増額であります。

なお本件は、9月28日をもって専決処分させていただきましたのでご承認のほどお願い申し上げます。

議案の1ページです。

報告第7号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書（写）

平成29年度標茶町一般会計補正予算（第3号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の補正予算書により説明いたします。

平成29年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,158万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ125億7,441万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い、ご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第7号は承認されました。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 3時20分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 4 番 深 見 迪

署名議員 5 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 8 番 渡 邊 定 之

平成29年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成29年12月6日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第68号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 2 議案第69号 標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第70号 標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第71号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第72号 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第73号 標茶町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第74号 標茶町博物館条例の制定について
- 第 8 議案第75号 平成29年度標茶町一般会計補正予算
議案第76号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第77号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 追 加 議案第75号 平成29年度標茶町一般会計補正予算
議案第76号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第77号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- （議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会報告）
- 第 9 議案第78号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の制定について
- 第10 議案第79号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第11 議案第80号 平成29年度標茶町一般会計補正予算
- 第12 意見書案第20号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書
- 第13 意見書案第21号 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書
- 第14 意見書案第22号 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射及び核実験に関する意見書
- 第15 意見書案第23号 消費税10%への増税中止を求める意見書
- 第16 意見書案第24号 日本国憲法第9条改正に反対する意見書
- 第17 意見書案第25号 森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める意見書
- 第18 意見書案第26号 義務教育国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

第19 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（13名）

1番 櫻井一隆君	2番 後藤勲君
3番 熊谷善行君	4番 深見迪君
5番 黒沼俊幸君	6番 松下哲也君
7番 川村多美男君	8番 渡邊定之君
9番 鈴木裕美君	10番 平川昌昭君
11番 本多耕平君	12番 菊地誠道君
13番 舘田賢治君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	高橋則義君
税務課長	武山正浩君
管理課長	相原一久君
農林課長	村山裕次君
農林課参事	柴洋志君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	伊藤順司君
建設課長	狩野克則君
事業推進室長	常陸勝敏君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長 (館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第68号

○議長 (館田賢治君) 日程第1。議案第68号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・相原君。

○管理課長 (相原一久君) (登壇) 議案第68号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成29年10月3日に発生した事故でございます。行事バスによる釧路市への研修旅行で道道釧路環状線を走行中、釧路市春採公園(釧路工業高校裏手の春採湖)付近で損傷したもので、この事故により、相手方との損害賠償額について和解をすべく議決を求めるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第68号 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議決を求める。

記

1 損害賠償額 112万4,244円、

2 相手方 京都府京都市南区上鳥羽角田町68、佐川急便株式会社 代表取締役社長 荒木秀夫様

次に、議案説明資料により補足説明いたします。

1 ページ、議案第68号資料をお開きください。

発生日時は平成29年10月3日の午前11時30分頃です。行事のため、釧路市内の道道釧路環状線を走行中、なんらかの原因によりバス左側のトランク扉が開き、駐車中の軽ミニバン右後部に衝突し、軽ミニバン後部全体を破損しました。損害賠償の額112万4,244円の内訳ですが、車両費79万円、休車補償費30万8,000円、レッカー料2万6,244円となっております。

過失割合につきましては、駐車中の車両への衝突ということで町側が100、相手方がゼロとなっております。

以上で、議案第68号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長 (館田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 損害賠償額というのは理解するのですが、実はテレビに報道されたのですね、この事故が。相手方の運転手さんだったのか、乗車の方が軽傷というふうにですね、テレビ報道されたという記憶がありましてね、その辺の関係はどのようになっておりますか、伺っておきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

佐川急便の車両に乗車しておりました運転手の負傷の状況ですが、11月24日に保険会社のほうから情報を聞いております。運転手は当時、10月3日の日、救急車で運ばれまして釧路市立病院のほうで診察を受けております。そのときの診察結果が、首のむち打ちと腰が若干痛むということで、入院はしないでその場、痛み止めの薬をいただいて帰宅したということで、私その日に病院に行きましたが既に運転手さんのほうは自宅のほうに帰られておりました。その後、会社のほうに電話をしまして、会社のほうにお詫びに行こうと思ったのですが、担当者が外出しているということで、その足でまっすぐ運転手さんの自宅のほうに行ってお詫びをしたところでございます。

その後、一週間たったあとに再度病院のほうに行きまして、さらに痛み止めの薬をいただいているという情報を得ています。なお仕事のほうにつきましては、二日程度休んだのですが、そのあと会社のほうに出社しまして、運転業務は差し控えておりますが社内での軽作業のほうを行っているというふうな情報を聞いております。

また、病院代の請求が11月末締めということで、今の時点で確定していなかったものから、この議会の報告には至りませんでした。以上です。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君） 議案の説明資料の中になんらかの原因により、バスの左側のトランクの扉が開きというふうに乗っておりますけれども、参考までになんですけれども何年くらい経ったバスなのかということをお聞きしておきたいと思います。そういうことでは老朽化が進んでいるか、まあ我々議員団もけっこう利用している行事バスであるということでは、そういうことが何か影響がなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

当日使用しました車両ですが、平成6年取得の23年経過、走行距離が60万キロとなっております。原因につきましては今修理がやっと終わったところなんですけど、実はこの研修、釧路のNHK放送局のほうに寄りまして、利用者が高齢者だということで普段はあまり使わな

いのですがバスの左トランクに入っております踏み台を、運転手さんが高齢者だということ
で降りるときにつまずかないようにそれを降ろして降車させてところです。その後もまた使
うだろうということでその踏み台を車内に置いたまま、本来であれば戻したときに鍵をかけ
るのですが、次も使うということで扉を閉めただけで次の会場に向かったというふうに聞いて
おります。

また、なんらかの原因ということなんですが通常NHKを発車した時点で扉が開いている
表示であれば、半ドアの警告ランプが付くようなことになっているのですが、たまたまそれ
も確認できていないということで、車両が古かったという原因で実は若干きちんと閉まって
いない状態の中で半ドアの警告ランプが付かなかった状態も想定されますが、先ほど言った
釧路環状線がちょうど釧路工業高校のところの5差路のロータリーになっております。市立
病院側から走行してきまして大きくきつい右カーブをまわって、コーチャンフォーと言うん
ですか春採のほうに降りて走行しております。その時点で左側のトランクが開いたものと思
われます。そのままランプの付かない中で運転手が左カーブにさしかかったところで相手の
車両があって、通常であればかわせる幅をとりながら走行したはずなのですが、1メートル
くらいの扉が上に跳ね上がる状況で、水平に開いたまま衝突したという状況です。

今の新しい車両につきましてはそういう事故もあることから、同じような形状の車両がな
くなってきて、上にスイングして上がるようなトランクの扉に改良されているという情
報は得ております。以上です。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第68号は原案可決されました。

◎議案第69号

○議長（館田賢治君） 日程第2。議案第69号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本町の基幹産業である酪農をはじめ、医療・介護・福祉など各分野における資格専門職の人材確保が本町では課題となっていることを踏まえ、この間、標茶町育英審議委員会において育英資金貸付金制度のあり方について検討を進めてまいりましたが、このたび審議会委員各位のご意見をもとに本町の課題である資格専門職の人材確保を図るとともに、本町の児童生徒が将来的に資格専門職を目指し大学等へ進学する際の後押しとなるよう、育英資金貸付基金制度の拡充を図るため、条例改正をご提案するものであります。

改正内容につきましては3点で、1点目が貸付金の限度額に係る専門課程の拡大、2点目が貸付金減免制度の拡充、3点目が貸付金減免制度の拡充に伴う貸付金償還猶予の新設であります。なお、本案につきましては、11月8日開催の第3回育英審議委員会の答申を得て11月15日開催の第10回定例教育委員会において議決をいただいておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第69号 標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページへまいります。

標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例

標茶町育英資金貸付基金条例（昭和30年標茶町条例第24号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料の議案第69号資料、2ページから5ページの条例新旧対照表もあわせてご参照ください。

第3条第1号中「医学、歯学課程」を「医学、歯学、獣医学及び薬学課程」に改める。この分の改正につきましては、現行、別枠となっております医学・歯学課程に獣医学及び薬学課程を追加するというものですが、新たに追加する獣医学・薬学については医学・歯学と同じく、大学課程は6年生で学費等についても医学・歯学と同様に他の学部に比べると高いため、この4つの課程に進学する場合それ相応の負担が必要になることから、人材確保の観点からも新たに獣医学と薬学を追加するというものであります。

第7条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）第3条第1号の規定による借受人が、当該課程の専門資格を取得して、卒業後10年以内に標茶町に居住し、取得した資格専門職として標茶町内の企業等に就業した場合において、その就業した期間が第6条に規定する償還期間に達したとき。この部分の改正につきましては、現行の減免規定の拡充であります。医学・歯学新たに追加した獣医学及び薬学課程の専門資格を取得して大学を卒業後、10年以内に本町に居住し、大学で取得した資格専門職として町内の企業等に就業した場合の就業した期間が条例第6条に規定する償還期間、第6条では10年以内と規定しておりますが、就業期間が10年に達したときに貸付金の償還を免除

することができるという規定を新たに追加するというものであります。なお、卒業後10年以内ということで、10年間の幅を持たせておりますが、これにつきましてはその職種によっては卒業後すぐに本町に戻って就業することが難しい場合も想定されますので、第6条に規定されている償還期間の10年にあわせて、10年以内という年限を設定したものであります。

第15条を第16条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。この部分につきましては新たな条文を追加したことにより、現行の条を1条ずつ繰り下げるものであります。

第9条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(貸付金償還の猶予)

第8条 前条第4号の規定により貸付金の償還免除を受けようとする者は、標茶町内の企業等に就業後、第6条に規定する償還期間に達するまでの期間は、貸付金の償還を猶予することができる。ただし、標茶町内の企業等に就業した期間が、第6条に規定する償還期間に満たないときは、その事実が生じた日の翌日から貸付金を償還しなければならない。この部分の改正につきましては、減免制度の拡充ということで第7条第4号の追加に関連し、新たに貸付金の償還猶予の規定を設けたものであります。

医学・歯学・獣医学及び薬学課程において、その専門資格を取得し大学を卒業した者が第7条第4号に規定する貸付金の減免を希望された場合、規定されている本町での就業期間に達するまでは貸付金の償還を猶予することができるという内容であります。なお、ただし書きで規定する就業期間に満たない場合については貸付金を償還しなければならないこととしております。

附則といたしまして、

この条例は、平成30年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第69号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） ただいまの69号についての、条例の提案説明ただいまお聞きいたしました。一部改正でありますけれどもこれについては私、異を唱えるものではございませんし、先般の議会の中でも働く者への、学生への支援、さらには地元への人材の確保という面ということで議会でも議論をしたところでもありますけれども。ただこの中でさらなる、提案説明の中にもありますように、学生に対する支援あるいは課程さらには地域での人材確保という面では今、一部改正ということで、さらなる減免制度、獣医学・薬学というふうな枠を広げてございますけれども、さらに私、求めたいことは日本学生支援機構等々ですね、本町における育英資金だけではなくて他機構からの奨学金を受けての学生も多いわけである

と思います。そんな意味では今後ですね、今、本町の育英資金がこのように改正されることは喜ばしいことではありますけれども、提案説明のとおり本町で人材確保というものを求めていくのであれば、いかがでしょうか、今後の方策として条例を一部また改正しながら、学生支援機構への減免ですとか、さらには他町村から来られる人材確保の面では他町村の資金の減免とかというのは今後の中で考えられないでしょうか。

○議長（館田賢治君） 教委管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

今回のこの一部改正にかかわって育英審議委員会、3回ほど開催しまして審議委員の皆さんから、いろいろなご意見をいただきました。本当にこの資格専門職に限らず町内ではいろいろな職場で人手が不足しているという現実もあるということで、いろいろと議論してきたんですけれども、一気に制度を拡充していくのも難しい面もあるだろうということで、今回はこの育英資金制度の中でどういった支援ができるのかというところで、議論してきたわけなんです。今後、国のほうでは議員ご案内のとおり給付型の奨学金等を創設もしておりますし、ご指摘の他町村から入ってくる方、うちの育英資金だけではなくて他の民間等の資金を借りた方でも他町村から入ってくる方の人材確保も含めてということでの話かと思っておりますけれども、その辺につきましては今後、国の動向や他自治体の動向を見ながら引き続き審議委員会の中で、研究をしてまいりたいな、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 十分、私理解いたしますけれどもやはり求められているものは、人材確保というのは一刻を争うという今、現場になっている気がします。一次産業を守るあるいはまた本町の医療を守るという面では人材確保という面では喫緊の課題だというふうに理解しています。そんな意味でぜひ時間に猶予することなく随時検討していただきたいと思うわけでありまして。さらにですね私言いたいことは、日本学生支援機構のことも考えるということは今回、本町の育英資金がこのように枠が拡大されてといいますか、支援のほうがありますよとなったにしても、果たして本町の子ども達が標茶町の雇用対象にしている学生、子ども達がですね、どれだけいるかということも心配ですし、さらなる利用する子ども達を作っていくという面では、中学ですとか高校ですとかそういう意味では、特にこういう育英資金というものを利用して地元への人材ということを経済委員会でも、さらなる努力を願いたいということで私の疑問というよりも発言といたしたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 育英資金の貸付についての制度改正の部分でご提案させていただきましたけれども、先ほど来、担当の課長のほうから提案の部分のるる説明をしましたがけれども、議員ご提案のとおり今の町内の業種の中で人材不足ということがある部分では発生しているところであります。その部分ではそれぞれ承知をしているところでありまして、さらな

る就学支援そして地域の人材確保、そういった部分ではこれから随時協議をしていくという題材になっていますので、審議会の中でも継続して審議するような形になっています。そういった部分では、これから財源の問題もございますからあわせて就学部分の給付型も含めてですね、これは教育部分だけではなくて、地域の振興策の部分も関係しますので、そういった分含めての協議をそれぞれ関係機関と進めていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は原案可決されました。

◎議案第70号

○議長（館田賢治君） 日程第3。議案第70号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第70号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

このたびの標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昭和56年4月から使用料については現在の金額となっておりますが、平成23年にしべちゃ斎場改築、24年から供用開始して以来、施設の運営費について調査、使用料の見直について検討してまいりました。指定管理料を除く、光熱水費・燃料について、成人1件当たり、1万7,000円を超える費用を要しており、周辺自治体の料金体制も勘案し、町民以外の使用料の改正を提案するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書7ページ、議案説明資料は6ページであります。

議案第70号 標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。

標茶町火葬場条例の一部を改正する条例

標茶町火葬場条例（昭和42年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表、区分、使用料、町内の項、12才以上6,000円、12才未満4,000円、死体の一部又は人体骨、死産児、胞衣産わい物2,500円。

町外の項、12才以上2万円、12才未満1万3,000円、死体の一部又は人体骨、死産児、胞衣産わい物8,000円。

備考

1 使用料の項中の町内については、次に掲げる火葬場の使用について適用する。

(1) 死亡の時に標茶町民（標茶町の住民基本台帳に登録されている者をいう。以下「町民」という。）であった者に係る火葬場の使用

(2) 死産の時に町民であった者の当該死産児に係る火葬場の使用

(3) 町民又は死亡の時に町民であった者の死体の一部、人体骨又は胞衣産わい物に係る火葬場の使用

2 この表における年齢は、死亡の時の年齢とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第70号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） ただいま課長の説明の中で、今回新たに町外の方のですね、料金設定ということなんですが、今までにこの町に町外から持ち込まれた事例というのはどのくらいあったのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

町内に住所を有しない者は、4件から8件ほどあります。実際にゆかりのない方はどうかそういう方は昨年、釧路市の場合、友引の日が火葬場がお休みですのでその関係で1件あったのと、ことしになりましたは厚岸町の火葬場が改修中ですので、それで2件申し込みが来ております。

○議長（館田賢治君） 菊地君。

○12番（菊地誠道君） わかりました。それとですね、今はうちの町も火葬場が新しくなっ

て、性能がよくなったって言葉おかしいのですが、過去にですねこの火葬場ができる前にはですね、処理しきれなくて何人か重なったときに弟子屈にまわされたというような話もきいておりますので、そういった場合にですね、この料金体制でいくとおそらく町内より町外の料金は、その辺はちょっとわかりませんがおそらく高いのだらうと思います。そういう場合の対応というのは…… 町内に住んでいてね、なんらかの理由でほかの町村にまわされたと。そうすると料金が高くなるわけですから。そういった場合の対応というのはどうなっているのですか。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

今の火葬場ですと1日に午前中2件、炉が冷えるのを待ってから午後3時くらいになりますとまた追加して火葬できるわけですけれども、受付の段階で重なった場合にはなるべく日にちをずらしていただくとか、それから先に火葬をしてから式をあげるというような対応をしてもらっていますけれども、それでもどうしても重なってしまう分には、過去に3例ほど弟子屈町の火葬場を使用させていただいた事例があり、その場合につきましてはいったん標茶のほうで町民と同じく、弟子屈の場合は町外2万円なんですけれども町民の方には6,000円納めていただいて、標茶町のほうから弟子屈町のほうに後で2万円を送金するという形をとっております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第70号は原案可決されました。

◎議案第71号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第71号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第71号、標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本年3月の雇用保険法等の一部を改正する法律において、原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても保育園に入れない場合等に限り、さらに6カ月、都合2歳までの再延長を可能にするなどの改正が行われ、国家公務員の育児休業等に関する法律においても、非常勤職員の育児休業について最長2歳までとしうることが、人事院規則に委任する形で定められました。この非常勤職員の育児休業の再延長は、地方公務員の育児休業等に関する法律においても同様に行われたことから、本町においても条例の該当する部分についての改正が必要になったものです。

以下、内容についてご説明いたします。議案書は9ページ、議案説明資料は7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第71号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日の翌日（当該子の1歳6カ月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6カ月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2）当該子の1歳6カ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「または第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附則といたしまして

この条例は、平成30年1月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第71号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第71号は原案可決されました。

◎議案第72号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第72号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第72号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

このたびの標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、粗大ごみ等を町が収集・処分するときの料金について、現行は運搬計量後、納付書を送付し、納付書により納入する方式をとっておりますが、手続きの簡略化と、シールの収入証紙を新たに作り、シールを張ることによる廃棄物の明確化、処理料の未納を発生させないため、事前に町が指定する料金の標茶町収入証紙のシールを購入し、粗大ごみ等に貼り付けて排出する、前払い制度に改めるものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書12ページをお開きください。議案説明資料は10ページから11ページになります。

議案第72号 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをご覧ください。

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中、「粗大ごみ等（条例第13条ただし書きに該当するものを除く。）を町が収集、処分するとき（粗大ごみ、一時大量ごみ）

重量10キログラムにつき140円」を

「粗大ごみ等（条例第13条ただし書きに該当するものを除く。）を町が収集、処分するとき（粗大ごみ、一時大量ごみ）

重量10キログラムにつき140円または町が指定する料金」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第72号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 若干お聞きいたしますが、先ほどの説明で証紙に関することが一つの原因でもあると同時に、この重量10キログラムにつき140円のこのほかまたは町が指定する料金、これは10キロで100円ですか従来は、粗大ごみが。これはシールの関係と町が指定する料金と2つここのでくみ取られるんですよね。ちょっと紛らわしいかなと。またはどちらでもいいんですかというわけにいかないんですね。まあ安いほうに、事業所とかが持ち込み運搬する場合、シールを張るとというのが10キロ100円でも対象になるのかという受け止め方になる。この説明をきちんとしていただきたい。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 町の指定する料金の関係ですけれども、基本的には料金の考え方につきましては10キロ100円、持ち込みの料金と同じことを準用しまして、例えば自転車ですと1台につき10キロ未満くらいですと100円とか、重たいものですと200円、300円というような形で指定してそれを町でごみ分別マニュアルを、今後配布する予定をしていますけれども、従来の料金体制とほぼ変わらない料金を書いた料金表を町民全戸に配布する予定であります。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 従来と変わらなくて、例えば持ち込み運搬しても10キロ100円で引き取っていただけますよと、そういう解釈でよろしいのですか。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 自分で持ってくる場合には今までどおり10キロ100円で料金に変わりはございません。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号は原案可決されました。

◎議案第73号

○議長（館田賢治君） 日程第6。議案第73号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第73号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

このたびの標茶町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定につきましては、粗大ごみ等を町が収集・処分するときの料金について、前払い制度に改めたことに伴い、現行5種類の収入証紙に、新たに500円の証紙を追加し、6種類とするものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書14ページ、議案説明資料は12ページであります。

議案第73号 標茶町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町収入証紙条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開きください。

標茶町収入証紙条例の一部を改正する条例

標茶町収入証紙条例（平成6年標茶町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び、100円の5種類」を、「、100円及び500円の6種類」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第73号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号は原案可決されました。

◎議案第74号

○議長（館田賢治君） 日程第7。議案第74号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君）（登壇） 議案第74号の標茶町博物館条例の提案趣旨並びに内容の説明をいたします。

本案につきましては、現在、郷土館展示機能の移転に伴い旧食材供給施設を展示施設としての機能を備えた改修整備を進めております。改修後は、これまで以上に展示機能の充実が図られ、現郷土館に替わり新たに標茶町博物館を単独設置し、管理運営に当たりたく条例制定をしたいという趣旨でございます。

なお、11月15日開催の第10回定例教育委員会において議決をいただいていることを申し添えます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第74号 標茶町博物館条例の制定について

標茶町博物館条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町博物館条例

(設置及び目的)

第1条 この条例は、標茶町博物館（以下「博物館」という。）の設置及び管理運営に関して必要な事項を定め、標茶町の生活文化に根ざした郷土の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 標茶町博物館

位置 標茶町字塘路原野北8線58番地9

(事業)

第3条 博物館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 博物館資料を収集、保管し、展示し、公開し、及び利用させること。
- (2) 博物館資料に関わる研究会、講演会、講習会、資料展示会等の主催及び奨励
- (3) 博物館資料の調査及び研究に関すること。
- (4) 館報、啓発普及資料その他調査研究資料の発行及び頒布に関すること。
- (5) 博物館に関する情報・参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (6) 教育文化に関する事業を行うこと。
- (7) その他博物館として必要と認める事業を行うこと。

(職員)

第4条 博物館に、館長その他必要な職員を置く。

次ページをお開きください。

(観覧料)

第5条 博物館常設展示室の展示品等を観覧する者は、別表第1に定める観覧料を納めなければならない。

2 館長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を免除することができる。

3 既納の観覧料は、還付しない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、観覧料を還付することができる。

21ページをお開きください。

上段の別表第1（第5条関係）でございます。区分、料金、備考の順でご説明いたします。

区分、個人、200円。(1) 幼児、小学生、中学生、高校生、障がい者、高齢者は除く。

(2) 当日限りとする。

区分、団体（1人につき）、150円。(1) 団体の適用は、個人の料金を支払う者20人以上とする。(2) 当日限りとする。

備考といたしまして、

1 上記観覧料に100分の108を乗じて得た額（その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を納めるものとする。

2 障がい者とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。

3 障がい者1名につき介護者1名の観覧料は、無料とする。

4 高齢者とは、利用日現在満70歳以上の者をいう。

18ページにお戻りください。

（使用の承認）

第6条 博物館施設類または備付物件を専有して使用しようとする者は、あらかじめ館長の承認（以下「使用承認」という。）を受けなければならない。

2 館長は、使用承認をする場合において、博物館の管理運営上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第7条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認しない。

（1） 風俗または公安を害するおそれのあるもの。

（2） 建物及びその備付物件をき損または滅失するおそれのあるもの。

（3） その他博物館の運営上適当と認め難いもの。

（使用料）

第8条 博物館施設類の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める室使用料及び暖房使用料を納めなければならない。

2 使用者が備付物件を使用するときは、別表第3に定める使用料を別に納めなければならない。

3 使用料は、前納しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 第5条第2項及び第3項の規定は、使用料について準用する。

21ページをお開きください。

別表第2、室使用料及び暖房使用料、別表第3、備付物件の使用料についてご説明いたします。

別表第2、（第8条関係）でございます。区分、室使用料、暖房使用料の順にご説明いたします。

多目的室700円、500円。企画展示室600円、400円。体験作業室600円、400円。給湯室300円、200円。

備考といたしまして、

1 上記使用料に100分の108を乗じて得た額（その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を納めるものとする。

2 本表に掲げる金額は、専有使用時間 5 時間以内の使用料とし、5 時間を超えて使用するときは、その超過時間 1 時間ごとに本表に掲げる額の100分の20の額を加算したものを使用料金とする。

次ページをお開きください。

3 営利を目的として使用する場合は、室使用料は、定額の 5 倍の金額とする。ただし、町内に事務所若しくは事業所を有する法人または町民若しくは町民が代表を務める団体の使用にあつては、室使用料定額の 2 倍の額とする。

別表第 3（第 8 条関係）でございます。品名、基準、使用料の順に説明いたします。

プロパンガス、使用火口 1 時間ごとに 1 個、50 円。持込電気器具、1 台、100 円。

備考といたしまして、

別表第 2、備考の規定は、プロパンガスを除く本表の使用料に適用する。

19 ページにお戻りください。

（目的外使用等の禁止）

第 9 条 使用者は、博物館の使用承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、またはその権利を他に譲渡してはならない。

（特別設備の設置等）

第 10 条 使用者は、博物館施設類の使用に当たり、特別な設備をし、または既存の設備を変更してはならない。

ただし、あらかじめ館長の承認を受けたときは、この限りでない。

（使用承認の取消等）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、館長は、その使用承認の条件を変更し、または使用を停止し、若しくは使用承認を取り消すことができる。この場合、博物館施設類を使用する者に損害を及ぼすことがあっても、館長は、賠償の責めを負わない。

- (1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。
- (2) この条例またはこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (3) 第 7 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 公益上または博物館の運営上やむを得ない理由が生じたとき。

（原状の回復）

第 12 条 使用者は、その使用を終了したときまたは使用を停止されたとき若しくは使用承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、館長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

（入館の制限）

第 13 条 館長は、博物館の管理運営上適当でないことを認め、または博物館への入館を拒否し、または博物館からの退館を命じることができる。

(損害賠償)

第14条 展示品等を観覧する者及び使用者は、博物館の施設設備または資料をき損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(博物館運営審議会)

第15条 博物館に博物館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、5名以内の委員をもって組織し、任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、教育委員会が委嘱する。

5 審議会は、教育委員会の諮問に応ずるとともに意見を述べることができる。

6 審議会は、次の事項を審議する。

(1) 博物館の事業計画

(2) 施設、設備の拡充と改善計画の樹立

(3) その他運営に必要な事項

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則といたしまして

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(標茶町郷土館条例の廃止)

2 標茶町郷土館条例（昭和45年標茶町条例第13号）は、廃止する。

なお、別紙議案説明資料13ページから19ページに施行規則の案を提出しておりますので参考としていただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第74号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 観覧料のところですね、5条の2のところの「館長は、特別の理由があると認めるときは観覧料を免除することができる」と書いてあるんですけど、これだけ細かくいろいろ出ているんですけど、この場合、これ以上のものがどういうことがあるのかちょっと考えてわからないんですけどね。この辺のことで、それとですね暖房料の使用の場合ですね、何月から何月までの間、使用料をとるということがいまいまいわからないのとですね、それからもう一つ20ページの15条の2ですね、「審議会は、5名以内の委員をもって組織し」となっているのですが、「欠けた場合は補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る」と書いてあるのですが、これ5名以内というのは例えば2人でも3人でもいいということになるのか、5名なら5名となった中で例えば欠けた場合は補充するというならわかるのですが、5名以内ということは1人でも2人でもいいってことになってくるので、その辺いまいちわからないのですがね。

○議長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） これも社会教育施設の一つというふうに理解するわけですが、そうすると、まあ逐条でやることになるんですが、この考え方でいくと今の社会教育施設は使用料はとっておりません。そういう考え方をちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 鈴木議員、それも逐条でやるから、みんな。やった結果、この条例は付託するから、厚生文教に。その時点でやって、出てきたときに今のような質問があればそこで。

（何事かいう声あり）

○9番（鈴木裕美君） 社会教育施設という理解でよろしいですか。

○議長（館田賢治君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） 議員のおっしゃる社会教育施設の一つとして捉えております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第74号は、厚生文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第74号は、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第75号ないし議案第77号

○議長（館田賢治君） 日程第8。議案第75号、議案第76号、議案第77号を一括議題といたします。

議題3案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第75号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成29年度一般会計補正予算（第4号）であります。盤石な除雪対策、その他事務事業等の補正により、歳入歳出それぞれ2億1,893万1,000円を追加し、総額を127億9,334万5,000円としたいというものであります。

歳出の主なもの、公衆無線LAN環境整備工事費1,136万9,000円、育成牧場経費で8,182万8,000円、除雪対策費1億3,817万2,000円などとなっております。

他会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計へ18万円、介護保険事業特別会計へ282万7,000円を追加いたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の追加及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で1件、債務負担行為で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成29年度標茶町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,893万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億9,334万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複しますので説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正

事項は、畜産特別支援資金（平成29年度）であります。

補正後の期間、平成30年度から平成54年度までで、限度額を融資金2億7,936万2,000円に対する利子補給（年0.1875%）で728万7,000円とするものです。

22ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項は、畜産特別支援資金（平成29年度）、債務負担行為の限度額、融資金2億7,936万2,000円に対する利子補給（年0.1875%）728万7,000円、当該年度以降の支出予定額、平成30年度から平成54年度までで728万7,000円、左の財源内訳であります。国道支出金で483万4,000円、一般財源で245万3,000円の追加。合計では債務負担行為の限度額を15億5,636万7,000円、前年度末までの支出（見込）額につきましては13億9,533万7,000円、当該年度以降の支出予定額は1億6,103万円、括弧内の3,904万5,000円については平成29年度の支出予定額となります。財源内訳であります。国道支出金で4,813万1,000円、一般財源では1億1,289万9,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

第3表 地方債補正

起債の目的、過疎対策事業、虹別17号線防雪柵設置10万円の減額。虹別61線道路改良1,160万円の減額により、補正前の限度額13億5,400万円を補正後の限度額13億4,230万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。合計、補正前の限度額21億6,280万円を補正後の限度額21億5,110万円とするものであります。

23ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額21億6,280万円に、補正額1,170万円を減額し、補正後の額を21億5,110万円とするものであります。当該年度末現在高見込額であります。補正前の額117億8,944万9,000円、補正額1,170万円を減額し、補正後の額を117億7,774万9,000円とするものであります。

以上で、議案第75号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第76号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、主に平成30年度から移行される新国保制度に関係する歳入歳出補正で、歳出では、総合システム端末の負担金が確定したことによる増額と、道の新制度に係る説明会への参加旅費などが主なものであり、それに係る歳入予算の補正であります。

別冊の補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）

平成29年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,113万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」はただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第76号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第77号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、保険事業勘定では主なものとしまして、要介護者の介護度の軽度化、及び要支援認定者の増加と介護サービスの今後の需要予測により給付費内で予算の組み替えを行うことと合わせ、介護保険法の改正に伴う、介護保険システム改修費を見込むなど、134万3,000円の追加となりました。

また、介護サービス事業勘定では、デイサービスセンター施設内の照明について、LED化を図るための工事費として194万4,000円の追加を行ったところであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

補正予算書1ページをご覧ください。

平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,148万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,131万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第77号の提案趣旨並びに内容につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題3案は、直ちに、議長を除く12名で構成する「議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題3案は、議長を除く12名で構成する「議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会」に付託し審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後3時21分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） ただいま、議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第75号・議案第76号・議案第77号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第75号ないし議案第77号

○議長（館田賢治君） 議案第75号・議案第76号・議案第77号を議題といたします。
お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第75号・議案第76号・議案第77号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第75号・議案第76号・議案第77号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎議案第78号

○議長（館田賢治君） 日程第9。議案第78号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第78号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の制定についてであります。平成14年に制定した同条例については短期貸付の制度として発足しましたが、総務省の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の中で「短期貸付は好ましくなく、本来は長期貸付けにより対応するべき」との指導があることから、貸付けの限度額、期間等の見直しを行い、第三セクターの運営を長期的な視点で支援することを目的とし、改めまして本条例の制定を行いたいというものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第78号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の制定について

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例を別紙のとおり制定する。

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、第三セクター（以下「セクター」という。）に対し、事業運営等の資金を貸付し、良好な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 前条のセクターとは、株式会社標茶町観光開発公社（以下「公社」という。）をいう。

(貸付の対象)

第3条 この条例による貸付の対象は、公社が事業運営等に必要な資金とする。

(貸付額の限度額等)

第4条 貸付の限度額は、3,000万円とし、貸付の償還期限は7年以内とする。

2 利息については、無利息とする。

3 償還期限までに償還されない場合は、年14.6%の遅滞利息を徴収する。ただし、町長が特別の事情と認めた場合はこの限りでない。

(貸付申請)

第5条 公社は、この貸付を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に対し貸付申請をしなければならない。

2 公社は、前項の規定による申請には、次に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業年度別の経営計画

(2) 貸付申請をする資金の償還計画

(3) 前事業年度の決算状況

(4) 直近四半期の経営状況

(貸付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸付すべきものと認めるときは、その貸付を決定し申請者に通知しなければならない。

(償還方法)

第7条 償還の方法は、1年以内の据置後、年賦元金均等償還とする。

(繰上償還)

第8条 不正の申告等により貸付を受けた場合、町長は繰上償還を命ずることができる。

2 公社は、償還期限到来前に、繰上償還をすることができる。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

なお、規則については議案説明資料として付けております。

附則です。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

以上で、議案第78号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） 今回のですね、この貸付条例は5回目であります。今まで4回ともいろんな賛成、反対も議会の中でも真っ二つに分かれていてですね、結果的には4回とも否決という結果に至っております。そこで議長にお願いがあるのですが、ここまできたらもう、4回目の時もそうなんです、なかなかもう4回目、5回目となると賛成、反対でみなさんここで真剣に議論したわけですから、あえて今回はないものだと私は個人的には思っていますので。

そこで本来であれば質疑なんです、多少、質疑なのかあるいは確認の意味でお願いなのかちょっとその辺も含めてお許しをいただきたいと思いますがよろしいですか。

(何事かいう声あり)

○12番（菊地誠道君） できるだけ逸脱しないようにですね……

○議長（館田賢治君） 今あの条例提案ですから、これに関連をしているという前提でお話を聞きたいと思います。

○12番（菊地誠道君） わかりました。それですね、何点か確認というか今までの経過を整理する意味ですね、質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目はですね、今回、いままでもそうなんです、貸付限度額を3,000万円に設定した理由をまずお聞きしたいと思います。まあ一括なので全部言わなきゃならないので、2番目ですね、今後の追加融資、なかなかこれ住民の中には心配している部分もあるので、今後の追加融資はないということによいのか確認したいと思います。

それから三つ目なんです、現在貸付をしている1,000万、これについては今後どのように取り扱うのか伺いたい。

それから4点目、観光開発公社の経営責任を含めて代表権を持っている社長及び副社長にあるのは、まあ常識的だと思いますがその考えでよろしいのか確認をしたいと思います。

それから5点目、町は今後、開発公社に対して適正に会社の経営が執行されているのか、監督責任があると思いますけれども今後どのように対応していくのか伺いたいと思います。

次に6点目、観光開発公社の今後について、町長は前からも将来的には民間の運営も視野に入れながら進めていくということなんです、これについても確認をしたいと思います。

以上についてお伺いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

まず1点目の限度額を3,000万円に設定した理由ということでございますけれども、これにつきましては、観光開発公社の安定した経営を図るためということでありますけれども、そのうち1,000万円につきましては、平成28年度に町から受けております短期貸付の返済分と設定しております。それから未払い賃金がありますが、それが1,000万弱になっております。そして今後の運転資金として1,000万強ということで合わせまして、3,000万であります、これを、長期貸付としてお貸しいただく中で計画的に返還をしまいたいという考えでございます。

2点目の追加融資はないのかということでございますが、これにつきましては公社から長期貸付等による継続運営並びに資本剰余金も改善されるという計画を受けているところであります。従いまして現状においては追加はないものと考えているところでございます。

次に3点目ですが、現在貸付を受けている1,000万の取扱いでございますが、1点目でお話ししましたが、年度内に延滞金とともに返還をするという考えでございます。

それから4点目ですが、観光開発公社の経営責任は代表権を持っている、社長、副社長にあるのではないかとということでありますけれども、ご指摘のとおり最終的には代表権の持っている社長、副社長の責任ということで認識をしているということでございます。

それから5点目ですね、今後、適正に会社経営が執行されているかどうか監督責任があるということでございますけれども、町におきましても公社の定期監査とは別に状況の確認を行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから最後ですけれども、将来的に民間の経営という部分での考え方ではありますが、これにつきましては、公社の経営改善計画の中にも触れられておりますけれども、自立再建に向けて最大限の努力をして、将来的には民間経営に円滑に移行できるよう努めていきたいという考えを持っていますので、そのような方向性を持っているところでございます。

○議長（館田賢治君） 菊地君。

○12番（菊地誠道君） 全体的にまあまあ納得いけるようなご答弁であったと、自分ではそう思っておりますけれども、何点かちょっと確認したいのですが、今後の追加融資はないとい

う答えだったのですが、これについてはなかなか町民の中でもね、例えば今までさんざん議論してきたので、踏み込むのはどうかと思うのですが、なかなか会社の状態を知る方によれば、ちょっと表現は悪いですけど、こんな会社に今3,000万入れてもすぐなくなるぞと。焼石に水だというのは結構根強いそういうお話もあるので、そこらへんがちょっと心配なんでお聞きしたんですが。まあいろんな改善計画等も提出されておりますので、一応安心することもありますけれども、この辺についてもですね安心のできる経営の体制の立て直しをですね、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

それから、これも責任問題についてはさんざんここで議論されて、経営責任なのか会計責任なのか、いろいろここで議論されましたけど、この辺についてもはっきりと意思を明確にしたほうがよろしいとそんな考えも持っていますので、今までは例えば経営責任はあるけど会計責任はないとか、いろんな議論の中でもめてきた原因なんですよ。わかりますか。そういうところも含めてぜひ、この辺は自覚していただきたいと思います。

それから最後の観光開発公社の今後について。これはもう早くから町長も町民説明会等々ですね、会社をいち早く立ち直らせて、将来的には民間の経営感覚も取り入れながら、まあ視野に入れながら将来展望として向かっていきたいというお話を伺っておりますので、この点についてはですね、以前に町長がこの問題が発覚した時点で、民間の方にといい話でお話があったようなんですね、まあやりたいという人、それでそこに行かれて町長がおそらく確認に行ったのだらうと思いますけれど、結果的にはなかったということなんですけど、最近になって私はできれば将来の民間の方の経営というのはやっぱりあるべき姿だなと思っていますので、今ここにきて町内の有志の方からですね、そういうことであれば、民間に任せてくれるのであれば、やってもいいというような話も一部ありますのでね、少し期待をしているところでもありますので、その辺も視野に入れながらお願いしたいと、もう一度確認の意味で答弁願いたい。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今後の追加融資の関係のお尋ねがまず1点目でありましたけれども、公社から提出されております、改善計画並びに資金計画を見ましたが、その部分で示されている数字を公社としては、着実に実行していくということでの決意を伺っておりますので、それが実行された場合には、改善をしていくというシミュレーションになっておりますので、そのようになると思いますので、それで現状を判断した場合にはないというようなことでの認識を持っているところがあります。

それから、経営責任でありますけれどもこれにつきましては、私どもも改めて申し上げますけれども、当初からそう申し上げていたつもりではあったのですが、改めて申し上げますけれどもこれについては最終的な責任については社長、副社長にあるということでの認識を持っているところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

3点目、民間、民営化の部分でありますけれども、これにつきましては移行できる環境の整

備というのは必要だと思います。それにつきましてはそれらの環境の整備をしながら、お引き受けいただけるような環境を整えるように努めていきたいと思ひますし、それらの情報についても集めながら円滑に進めていければなというふうにかけているところでありまひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 菊地君。

○12番（菊地誠道君） 3回までの質問なので最後になりますけれども、今まで……。なんか総括みたいになって、いいですか。最後なのでお願いしたいと思ひます。

ここで、賛成・反対に分かれて議論してきた中には、あそこの憩の家は賛成、反対も貴重な財産だから守っていくというのは、これは一貫したずっと全員が同じ主張だと思ひます。たまたま今の会社に対してねどうなのか、ここにお金を入れてどうなのかということで意見が分かっているだけなのでね、なぜ将来的に民間というのにこだわるかと言ったら、私は今でも、今の会社の体制が必ずしも良いとは思ひていません。何か実質的には直営みたいな形で経営をなさっているような形、その中には今までに不祥事もありましたし、これは私も一貫して主張してきたことなんです、やはり今の観光開発公社の役員体制は早く見直すべきだなど、そんな感じも思ひていますので、その辺についても民間移行も含めて最後にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

こういった経営が世の中ではかなり第三セクターということでスタートし、継続しているところもありますし、ただ現実問題として本当に民間の感覚等々も入れながらやっていったほうがうまくいっている例があるということも、当然、私どもとしては承知をしております。ただ、この第三セクターが引き受けてきた経過等々も踏まえましたときに、本当にああいった経営を民間でやっていけるのか。だからそれは過去の先輩たちがやっぱりあの憩の家を続けていくために、一番いい方法として選んできたという具合に私は考えております。

それと、取締役の皆さんに関しても本当に無報酬の中で知恵と力を貸していただいたと、その結果が26年までの経営の中にあるという具合に私は考えております。町民の中にいろいろなお意見があることも私は十分お聞きをしていますし、ああいった温泉旅館の経営を今後やはりどういった形にすればいいのか等々については、いろいろなお考えがあると思ひます。先ほど菊地議員のほうから、民間で引き受けてもいいというお話があるということもありましたので、まあそういった可能性については、早急に話し合いを始めたいと思ひます。ただ、私どもが今まで接触した中では、町外からは希望といいますか憩の家の持っているポテンシャルといひますか、そういったものを生かしたいというお話はありましたけれども、町内からはやはり現状を踏まえた中ではなかなか困難ではないかなというご意見も伺った中で、とりあえずは経営を存続させることが重要である、これは私どもも27年に耐震改修で休業してそのマイナス部分を取り返すのが非常に大変だったと。これはやはり私どもが実際に経営者として、そういったノ

ウハウがなかったということも事実でございます。ただご理解をいただきたいのは、私どもは取締役会の中に民間の経営感覚を持った人間を育ててきたという思いがありましたので、そういった形でやってきたのも事実であります。

ただ今回のいろいろな事件を踏まえまして、何度も申し上げますけれども、やはり改めるべき点は改めて、足らざる面は足して、なんとか憩の家かや沼を続けていくと、そのために何が一番いいのか、それからこれからの方針としてどういった形がいいのか。それはいろいろな考え方もあろうと思いますし、世の中の一般的な事例を見ればやはり民間にお願いをすることが、私は賢明ではないのかなと思っております。そういった意味で、これから先にとりあえずは安定的な経営を続けた中で、憩の家の信用をもう一回上げていく努力をしながら、そして将来の経営に向けて、町内、当然、議会の皆様をはじめとするいろいろな方々のご意見を伺いながら判断してまいりたい、そのように考えておりますのでぜひご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第78号は原案可決されました。

◎議案第79号

○議長（館田賢治君） 日程第10。議案第79号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第79号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の管理運営につきまして、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間の指定管理者の指定期間が満了することから、引き続き「株式会社標茶町観光開発公社」を指定管理者としての指定を地方自治法の規定に基づき議会のご承認をいただきたくご提案申し上げます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第79号 公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
名称 くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」
所在地 標茶町字コッタロ原野127番地の10
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
名称 株式会社標茶町観光開発公社
代表者 代表取締役 池田裕二
所在地 標茶町字コッタロ原野127番地10
- 3 指定期間 平成30年4月1日から平成36年3月31日までとする。

なお、指定管理者の概要は、議案説明資料として付けております。

以上で、議案第79号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○11番（本多耕平君） それでは、指定管理の指定ということで何点か質問させていただきます。

憩の家の問題につきましては、1年半、約2年をかけてある意味では着地点が見えてきたかなという気がいたしております。そんな中で、今回、指定管理者の指定ということで議案が提出されました。これについて何点か質問してみたいと思います。

指定管理者の選定においては、一般的には公募、その会社の経営状況、さらには管理業務内容、事業内容等、厳格な審査をするのが一般的なことであろうというふうに理解しております。その理由といたしましては、特に全国の第三セクター経営破たんは経営者の無責任な体質であるという点も過言いたしたいと私は思っております。

また、一方では地方議会の経営責任の追及のあり方を指摘されております。選定にあたって、前段申し上げましたことを私は加味しながら、次の5点について質問いたしたいと思っております。

今回の指定管理者選定について、選定委員会の設置があったのかどうか、まず1点目を伺います。

2点目、指定管理者選定において選定委員の委員就任の経過を説明求めます。

3点目、指定管理者の選定委員会は、何度開催されたのでしょうか。

次に、指定管理者選定基準の作成がされているのでしょうか。

次に、評価の項目はどのように設定されているのでしょうか。もし配点方式であればどのように行っているのか、以上について前段お聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

指定管理者選定委員会の事務局が管理課ということで、私のほうでお答えしたいと思いません。

1点目の指定管理者選定について選定委員会の設置はあるのかということではありますが、「標茶町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」に基づきまして、平成18年1月11日に指定管理者選定委員会を設置しているところでございます。

2点目、選定委員の就任についてですが、規則の制定以降、委員長には副町長、副委員長には総務課長、その他委員といたしまして、町長が任命する関係職員ということで、企画財政課長、農林課長、水道課長、建設課長、社会教育課長、住民課長、管理課長、委員7名、合計9名をもって委員会を行っております。

3番目の選定委員会を何度開催したかということですが、今回の指定管理者の選定につきましては、本来、公募による場合と公募によらない場合の二つがございまして、憩の家につきましては、条例第5条に基づく公募によらない方法を選択しております。担当課のほうで相手方からの指定管理者になりたいという話を受けた段階で、担当のほうで協議を進めまして、そののち審査、聞き取りを行ったあと、管理課のほうに委員会開催の手続きがあげられてきます。それに基づきまして先ほど言った選定委員会の中で内容等を審査して、決定を行うこととなりますので開催につきましては1回ということになります。

選定基準につきましては、標準選定基準表を作成しております。

5番目となりますが、中身につきましては、五つの大項目、八つの中項目、24の小項目を設定しておりますが、憩の家につきましては、さらに二つの項目を追加し、26項目について選定基準を行っております。その中で各小項目ごとに5ポイントを満点としましてそれぞれ配点をしているところでございます。ただ、合計が何点ということにはなりませんので、その中で、各委員協議した中で特に経営状況、管理状況、出された計画書等を審査しまして、その中で委員会の中で決定をするという形をとっています。以上です。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 18年に選定委員会を設立しているということについてはそのとおりのかなという気がいたしますが、ただその委員がですね庁舎内だけですね、今、委員の名前を聞いたら、済んだことでありますから今どうのこうのということじゃないんですけれども、極端に言えば庁舎内だけの9名、これはですねやはり本当の意味で正当な基準にのっとって、選定できるのかと、これに関して。実は私ちょっと疑問を感じました。と言いますことは、さかのぼるわけではありませんけれども、町長の過去の答弁の中に、町長としての責任があ

ることは、まず1に指定管理者、いわゆるかや沼、憩の家株式会社に指定したことに反省をしているという、まあたぶん私は間違っていないと思いますけれども、そういう発言がございました。

しかしながらそれにもかかわらずですね、今回その憩の家をうんぬんということでは、私はないんです。この手続き上、本当にこれが正しいのかということを実は私は今、管理課長の話聞いてですね、いま一度、検討していただきたいなということを私は話をしてみたいんです。

まず、この大事なときにですね、公募がいいのか悪いのか別にいたしまして、こういう事情のときに公募をせずに、庁舎内だけでの26項目の選定基準を設けて、これはいくら設けても相手がないわけですから、2社、3社があれば基準でポイント制をしていくわけですが、26項目の選定基準をもってそれに5ポイントを加えていくことによつての選定の仕方だというお話を聞きました。それはあくまでも公募があつて競争するものがあるときに私はこの選定基準が成立するものと思っています。この点についてこの選定の方法、仕方、いま一度検討することを考えられませんか。この憩の家どうのこうのということじゃないんです。いわゆるこの選定のあり方、選定基準、これについてですね、まったく私はこの議会でもってああ、よっしゃよっしゃというのには私はならないわけです。いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これまで指定管理の部分でいきますと、当該施設以外にはしべちや斎場それからしべちや農楽校の指定管理ということで行っているところでありまして、これらにつきましても公募によらない方法ということで条例の第5条に基づいてやってきたところでございます。その中では今回、各委員、庁舎内だけでありますけれども各分野で施設管理も含めて行っているところで、それぞれ、それはまったくの平場という形での議論をやっていただいているところであります。

そういう中では、その中で公正な部分というのは確保できたというふうには思っているところではございますけれども、それらについての今後、課題として、疑義があるということではございましたら、それらについてもどのような形がいいのかというのは、これは委員は町長が任命することになってございますので、それらについては冷静に検討をする余地はあるなというふうには考えているところでございます。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 今、副町長お答えあつたように、任命は町長である。しかしこの79条でも言っていますように議会の議決を求めるわけですから、であればやはりですね、町長おっしゃるように私はその庁舎内だから不平等な選び方をしているだということは言わないのです。できればやはりこういう大事な指定管理でありますから、よく言われる第三者で民間のですね有識者、今は知見者というのでしょうか。そういう方も交えたですね、もし手

段、方法が今後とれるとすれば、私はやっぱり誤解のされない指定管理の選定が私はできるというふうに思っております。せっかくですね、このような選定基準が26項目もあるわけですから、さらにそれに5ポイント制を加えているということが明記されているわけですから。となればやはりこれにのっとってですね、間違いのない、町長が今後とも反省のしないような指定管理の選び方をぜひお願いしたいということで私の質問は終わります。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 先ほど企画財政課長からこの指定管理の提案説明あったんですが、普通の提案説明でしたらもうちょっとあるんでないかなと思う点がですね……。まずこれは今、指定されている期間は27年に指定して30年の3月31日までです。ですから3年間。今度は30年の4月1日から36年の3月31日ですから、今度5年になったと。この5年になった理由と、それと施行日はいつなのか、この2点です。それから今度、新たに指定管理する開発公社の指定管理料はどのようになっているか、この三つについてお聞きしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

以前の指定管理の期間については27年から29年の3年間となっております。今回の提案では、30年4月1日から36年3月31日までの期間となります。この件につきまして公社側の経営改善計画に基づき期間が設定されたものと、また先ほどの貸付条例の期間と整合をとらせていただいたものであります。

それから効力の発生につきましては、30年4月1日から有効となるものというように理解しております。

指定管理料の関係であります、観光開発公社のほうから経営の安定化と、また町有施設の町としての維持管理費用の負担について考えられないかということで、文書により要請がありました。

昨日の全員協議会の中でもお話しておりますが、指定管理料の対象費用の考え方としましては、施設の電気料のうちの基本料金分として年間で121万7,160円、それから作業機械リース料で126万円、夜警の職員が年間で152万2,500円、夜警の代替職員で45万5,500円、パークゴルフ場整備職員で15万7,440円、それから温泉の水質検査手数料3万2,400円、これは28の実績であります、合計の積み上げで464万5,000円となっており、このうち460万円について町からの指定管理料として考えております。

○議長（舘田賢治君） 5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 一つ確認して、施行日がいつかと言ったのがちょっと聞き取れなかったからもう一度お願いしたいのと、指定管理料については私はこれは当然いいのでないかという立場で考えております。施行日についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 議決された日をもって施行日というふうに考えております。

○議長（舘田賢治君） 5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 議決される、まあ今審議しておりますから、そしたら本日かなというふうに受け止めましたが、先ほど私5年で思ったけど6年ということで。こういうふうに今回の貸付資金のことと連動してこの指定管理者が新たに指定管理料を設定しながらですね、移行するのは私は反対するものではありませんが、施行日が本日というのはですね、私はどうもしっくりいきません。筋道からして指定期間が30年4月1日からでありますから、施行日はやっぱり4月1日とこうあいなるのが本当ではないかというふうに考えておりますが、この点、まあ3回目ですから確実にお答えいただいて私が納得できるかできないか。

○議長（舘田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 議員おっしゃられるとおり、効力を発するのは30年4月1日からということでご理解いただきたいと思いますが、条例ではありませんので施行日という言葉の表現はないと思いますが、議決日をもってこの指定管理の議案が確定するものというふうに考えていただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 施行日と言わないんだったら、なんというふうにいうんですか。

○議長（舘田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 先ほど申し上げましたが、効力を発するのは30年4月1日ですが、この指定についての指定管理が始まるということが議決の日というふうに捉えていただきたいというふうに思います。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 先ほどから、各議員のやり取りを聞いていたんですので、まず一つ気になったのは、この新しい条例そして今、黒沼議員が聞いていた新たなるですね指定管理料の設定と、こういうことになると局面が新しくなったと、新しい条例のもとで新しいスタートを切っていくということになればですね、この第三セクターの指定管理者のですね、委員の選任ということが大事になると思うんですよ。なぜならばですね、内部編成上、役場の職員でまあまああななあでやってきたから、こういうことになった、そういうことですから絶対ですねこの内部編成上、これを補うためには一般の人に、ここにおられる非常に議会に興味のある人も含めてですね、公募すると。公募して委員の選定をしていくと。こういうことが絶対大事などこではないかと思うのです。町長のお考えを聞きたい。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほど、本多議員からも同様なご質問がございまして、これは町長が任命する委員でありますので、今回につきましては、規定の部分で選定作業を行ったわけですがけれども、今後には

つきましては十分そちらについては検討させていただきたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君

○1番（櫻井一隆君） 検討していただくということだったらすね、ちょうど指定管理の任期というかそれが昨日も言いましたが来年度の3月31日で、新しい委託管理の選定がまたなるわけですね。その日までに公募してみたいはいかがですかね。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

本日、この指定管理者選定のプロセスでいきますと、今回が公募によらない方式の部分で選定委員会を経て、候補者を決定して議決をいただきたいと思いますということです。それで本日が指定管理の指定の議決をいただく日と、そしてその効力が発効するのが、指定期間が30年の4月1日からということでございます。それで今、選定委員会の構成を改めるべきではないかということでもありますけれども、先ほど申し上げましたとおりにこれ以外にしべちや斎場の指定管理、しべちや農楽校の部分がありますので、その直近の部分でですね間に合うような形で選定を検討いたしたいということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） そうしたらそのように早急に取り計らってください。以上です。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はなものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決をいたします。

本案を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 賛成多数であります。

よって、議案第79号は原案可決されました。

◎議案第80号

○議長（館田賢治君） 日程第11。議案第80号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第80号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成29年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

内容につきましては、第三セクター運営等資金貸付条例に基づく第三セクター貸付金などの補正で、2,460万円を追加するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

平成29年度標茶町一般会計補正予算（第5号）

平成29年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,460万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億1,794万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、内容について「歳入歳出補正予算事項別明細書」に従いご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」はただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略とさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正

事項は、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」指定管理料であります。

補正後、期間は平成30年度から平成34年度までで、限度額を2,300万円とするものです。

10ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

事項、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」指定管理料、債務負担行為の限度額が2,300万円。当該年度以降の支出予定額、期間が平成30年度から平成34年度までで2,300万円となります。左の財源内訳であります。一般財源で2,300万円の追加となります。合計、債務負担行為の限度額15億7,936万7,000円、前年度末までの支出（見込）額は13億9,533万7,000円、当該年度以降の支出予定額1億8,403万円、括弧内3,904万5,000円につきましては29年度支出予定額となります。財源内訳であります。国道支出金で4,813万1,000円、一般財源では1億3,589万

9,000円となります。

以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第80号は原案可決されました。

◎意見書案第20号

○議長（館田賢治君） 日程第12。意見書案第20号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第20号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第20号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第21号

○議長(館田賢治君) 日程第13。意見書案第21号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第21号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第22号

○議長(館田賢治君) 日程第14。意見書案第22号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第22号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第23号

○議長（館田賢治君） 日程第15。意見書案第23号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第23号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第23号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第23号は原案否決されました。

◎意見書案第24号

○議長（館田賢治君） 日程第16。意見書案第24号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第24号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第24号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第24号は原案否決されました。

◎意見書案第25号

○議長（館田賢治君） 日程第17。意見書案第25号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第25号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第25号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第25号は原案否決されました。

◎意見書案第26号

○議長(館田賢治君) 日程第18。意見書案第26号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第26号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第26号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第26号は原案否決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(館田賢治君) 日程第19。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(館田賢治君) お諮りいたします。

本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

したがって本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(館田賢治君) 以上をもって、平成29年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 4時32分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 4番

深 見 迪

署名議員 5番

黒 沼 利 幸

署名議員 8番

渡 邊 定 之

